

令和7年第3回取手市議会定例会会議録（第2号）【本谷校正済み】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 9月 3日午前10時00分				議長	山野井 隆
	散会	令和7年 9月 3日午後 2時59分				議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊟公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長 前 野 拓		事 務 局 次 長		蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中	村	修
教 育	長	石 塚	康	英
副 市	長	伊 藤		哲
副 市	長	黒 澤	伸	行
総 務 部	長	吉 田	文	彦
政 策 推 進 部	長	齋 藤	嘉	彦
財 政 部	長	田 中	英	樹
健 康 福 祉 部	長	彦 坂		哲
こ ど も 部	長	助 川	直	美
ま ち づ くり 振 興 部	長	森 川	和	典
建 設 部	長	渡 来	真	一
都 市 整 備 部	長	浅 野	和	生
教 育 部	長	飯 竹	永	昌
消 防	長	岡 田	直	紀
総 務 部 次	長	立 野	啓	司
健 康 福 祉 部 次	長	関 口	勝	己
こ ど も 部 次	長	佐 藤	睦	子
都 市 整 備 部 次	長	中 村	有	幸
会 計 管 理	者	斉 藤	理	昭
教 育 次	長	香 取	美	弥
消 防 次	長	仲 村		厚
総 務 課	長	土 谷	靖	孝
政 策 推 進 課	長	高 中		誠
高 齢 福 祉 課	長	井 橋	久 美	子
障 害 福 祉 課	長	鈴 木	哲	也
都 市 計 画 課	長	中 村	大	地
教 育 総 務 課	長	澤 部		慶
学 務 課	長	石 橋	陽	一
指 導 課	長	丸 山	信	彦
生 涯 学 習 課	長	秋 山	和	也

政 策 推 進 課 副 参 事	篠 原 慎 吾
保 健 セ ン タ ー 副 参 事	渡 辺 良 江
都 市 政 策 推 進 室 長	中 野 潤 一

令和7年第3回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月3日（水）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ①佐藤 隆治 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③染谷 和博 議員
- ④古谷 貴子 議員
- ⑤関川 翔 議員
- ⑥加増 充子 議員

会議に付した事件

日 程 第 1 市政に関する一般質問

- ①佐藤 隆治 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③染谷 和博 議員
- ④古谷 貴子 議員
- ⑤関川 翔 議員
- ⑥加増 充子 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） だいまの出席議員は 20 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

金澤克仁君から、所用のため遅参届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日 程 第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので御理解をお願いします。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、佐藤隆治君。

〔20 番 佐藤隆治君登壇〕

○20 番（佐藤隆治君） 皆様、おはようございます。創和会、佐藤隆治でございます。通告の順番に従いまして一般質問を行わせていただきます。若干ですが資料使いますので席の移動をいたします。

〔20 番 佐藤隆治君質問席に移動し資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） それでは、画面のほうを御覧になってください。今回の一般質問は、取手市・藤代町合併から 20 年が経過したが、市はどのように変わったのかということで、ちょっと赤いところが見づらいかもしれませんが、1 番、合併の意義・効果、2 番、これまでの取組の成果、3 番、今後の取組についてということで、3 点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、1 番の合併の意義・効果についてでございます。平成 17 年の 3 月に取手市・藤代町が合併し新しい取手市が誕生して以来、今年の 3 月で合併 20 年を迎えました。私は平成 15 年の 8 月に藤代町議会議員に初当選しましたので、合併の当時、まだ 1 期の新人議員でした。議席が私は今 20 番ですけども、ここから後ろの先輩方、入江さん、そ

して赤羽さん、遠山さん、加増さん。また、中村市長さん、この議場におられたのを——合併の当時いらっしゃった議員さんおられますけれども、その先輩方が合併協議会や新市まちづくり計画の策定などに精力的に参画をされている姿勢から、大きな刺激をいただいたことを思い出します。当時の藤代町の素直な感覚としましては、合併することで財政規模が拡大し行政サービスが手厚くなるなど恩恵を享受できるイメージを持っていました。また加えて、合併すると合併特例債という公共事業に充てられる有利な地方債が借りられるということで、そんな話もたくさんした覚えがあります。当時は国の地方分権推進の流れの中で全国的に自治体の合併が進められ、たしかその頃、3,200 ぐらいあった自治体が1,700 ぐらいにまとまってきたというのを記憶しております。そういった中で取手市の経緯についてはどのようなものだったか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 皆さん、おはようございます。佐藤議員の質問に答弁いたします。合併時、今、佐藤議員からもお話がありましたけれども、当時は私も取手市議会議員、そして佐藤議員も藤代町議会議員として、お互い1期目の議員であったということで。その後9年余り、この議場で共に過ごしたことを鮮明に覚えています。合併時というのは、やはり旧取手・旧藤代の議員、ここに43名が議場に集まってごった返してたということを、鮮明に覚えています。たしか私の席がそこら辺ぐらいで、今、執行部の使ってるこのテーブルも全部議場に並べて43名分、ぎすぎすの中でやってた覚えがあります。それからもう20年、リーマンショックによる不況や東日本大震災、そして新型コロナウイルスのはやりなど、幾つもの困難を乗り越えてきました。そして取手は一つになってきている、そういうふうに感じているところでもございます。今年成人を迎える方、そしてそれより若い世代の方たちにとっては、取手と藤代が別々の町であったと言っても想像がつかないというのが実際のところだと思います。2つの町の融合が市民感覚の面でも進んできていることを象徴する事象の一つと捉えているのではないのでしょうか。市民が持続可能な町としてあり続けるためには、市民の皆様が地域への愛情を持って住み続けたいとなるということが重要だというふうに思っています。そのようになるように、またなれるように、今後も様々な施策を展開して、魅力ある取手市、そして住みたくする取手市を目指して進んでいきたいと考えています。詳細につきましては、部長から答弁をさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 遅参届のありました金澤克仁君が出席いたしました。

それでは、答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきます。合併の経緯ということでございます。こちらにつきましては1番の始まりは、平成8年の5月に合併協議会設置要求書というものが藤代町に提出されたというところが始まりというふうに聞き及んでおります。その後、関係法令の公布ですとか施行を受けて動き出したとい

うふうに考えられます。その同じ年の11月になりますけれども、任意協議会である——まだ任意でございます取手市・藤代町合併問題協議会というものが設置をされまして、その後平成13年度末まで【「平成13年度末まで」を「平成12年度末まで」に発言訂正】、計10回の協議会を開催しまして、正式な法定協議会の設置に向けた協議を継続したという経緯でございます。そしていよいよ平成13年4月に取手市・藤代町合併協議会という法定協議会が設置をされました。私この平成13年4月から合併を挟んで平成20年まで、情報広報課という、今でいう——取手市という魅力とりで発信課と情報管理課が一つにまとまったような課に所属をしております、この後、この協議会において合併までに24回協議会を開催して、合併の方式ですとか、新市まちづくり計画の策定、それから使用料とか手数料とかそういった市民サービスのすり合わせ、組織機構、様々なものを協議をしていく。そしてその協議会に諮るまでの間に各担当で、それぞれの課税ですとか、住民票、戸籍、両市と町の事務のすり合わせという作業をしていたんですけれども、当時、情報広報課というところで電算システムも担当していたので、その各課のすり合わせでシステムが絡むところには全て出席を求められまして、事務をすり合わせるに当たってシステムをどう変えていくのか、変えられるのか、可能なのか、みたいなところも全て出させていたでいて、話を聞かせていただいて、その分、物すごく忙しかったという思い出だけが今、残っているところでございます。そしていよいよ最終的に平成17年3月28日に対等合併・編入方式という合併が成立をして、新しい取手市が誕生したということでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。今、部長のほうから御答弁あった中で、平成8年の5月ということであると、本当にもう30年近く前でありまして、私も15年になる前は、職場に入った頃からもう既に合併の話をしてたというふうな——本当に大変歴史があるんだなと思っておるところでございます。ありがとうございます。

そういった中で次の質問に移らせていただきたいんですけれども、この合併の意義というところはどこにあると考えておられるのでしょうか。改めて、この辺りの市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。合併が検討されていた当時、高度情報化や国際化、地球環境問題など、時代の変化に伴い行政に対するニーズはますます多様化・高度化する傾向にございましたが、そのような中でも福祉や教育、生活基盤など様々な分野における行政サービスを持続可能なものとするため、行政能力や財政基盤の強化が必要と考えられており、これらの課題に向けた有効な方策の一つとして市町村合併がございました。合併による主な効果としまして、まず運営面につきましては、2つの自治体がおのおので持っていた組織、またおのおのが行っていた行政サービスを統合することで、職員数や委託料などの圧縮・削減が可能となることです。さらには、国や県からの財政支援として、交付税の特例措置や補助金等の交付、また合併特例債の適用が受けられるというメリットもございました。これらの効果により、地域の活性化をより有利に進めていけ

るということが見込まれていたところでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） ありがとうございます。意義や効果、よく理解できました。

それでは次のこれまでの取組の成果ということで、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。合併後、新市まちづくり計画、またその後の総合計画等により様々な事業が行われてきたと思いますが、まずは行政の効率化について、特に職員数の推移についてお伺いをいたします。市議会においても合併時には在任特例ということで、先ほど中村市長がおっしゃったとおり、44 名だったんだけども 1 人亡くなられてしまったので 43 名で在任特例ということで、次の選挙には 28 名、そして——という形で大幅にそこで減りましたけれども、その後 26 名になって、また 24 名になって、現在ということに至ってるわけなんですけれども。職員の方々の人数、その推移はどんなふうになってるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進課副参事、篠原慎吾君。

○政策推進課副参事（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。合併後、平成 17 年 4 月 1 日の時点では 1,068 人の職員が在籍しておりまして、この時点では、ほぼ両市町の職員を合わせた人数となっておりますが、そこから徐々に減少させていきまして、平成 24 年 4 月 1 日には現在とほぼ同数の 809 人となりました。以降はほぼ横ばいで約 800 人という職員数で現在まで推移してございます。約 800 人という職員数なんですけれども、合併当時と比較しますと、おおむね 270 人の人員削減が達成できたということになってございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。合併の頃から比べて 270 人近く職員数が減ったというお話でありました。指定管理者とかも増えてきているから、そこに入ってる人件費というのはなかなか換算できない、また事業も増えてきているものもあるとは思うんですけれども。

次の質問に移らせていただきたいんですけども、それまで別々の自治体であったものが一つになったわけですから、行政サービスのいろんなすり合わせがあったんだと思います。これも大変な作業であったと思いますが、結果としてこういったふうに減らしながらも住民サービスは向上していったのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進課副参事、篠原慎吾君。

○政策推進課副参事（篠原慎吾君） お答えいたします。お見込みのとおり、合併の時点では使用システムや各種台帳の管理形式など、異なる手法で対応している事務は少なくありませんでした。運用方法の調整につきましては、市民の利便性を第一としながら、運営上の効率も鑑み、基本的には両市町の良いほうの手法に合わせて調整してまいりました。合併によってサービス自体が大きく変化するということはありませんけれども、市域の中でのサービスの手法というものは良いほうに統一されてまいりましたので、住民サービ

スの総合的な質としましては、向上できたのではないかと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。次の質問に移らせていただきましたんですが、合併して間もなく、リーマンショックによる世界的な不況に見舞われました。またその3年後には東日本大震災がありました。特に大震災では、この議会棟も大変な被害を受けて天井が落ちてきてしまうなんていう、そんなこともあって、ヘルメットを置いて議会をする——ヘルメット議会なんていうことで、ヤフーのニュースでも記事のトップに載っていたりしたときがあって取り上げられたことは、今も鮮明に覚えております。こうした新たな課題に直面しながらも、公共施設の耐震補強や大規模改修に取り組まれてきたことは承知しており、評価しているところでございます。こうした取組ができたのも合併効果による財政基盤の強化があったのかと言えるのかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課副参事、篠原慎吾君。

○政策推進課副参事（篠原慎吾君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、まさに先ほどの行政サービスのすり合わせを含め、旧取手市・旧藤代町が融合を進めている最中にリーマンショックによる財政的な困難が生じまして、そしてその困難から十分に回復できていないところに東日本大震災が発生したという、当市にとって本当に大きな試練であったと感じております。これに加えて、長引く不景気による税收減、また高齢化等に伴う扶助費の増加など、財政運営の面でも大変厳しい状況ではございましたが、合併特例債を活用することによって、ウェルネスプラザ、また井野なないろ保育所、子育て支援センターの建設、藤代駅の自由通路の整備や北口駅前広場の施設整備、それから都市計画道路の各路線の整備などをはじめとした様々な重要事業を着実に進捗させることができました。合併することで得られた財政基盤の強化というものにつきましましては、これまでのまちづくりを進めるためには欠かせないものであったと感じております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） ありがとうございます。20 年間、本当に合併特例債を有利な起債の中で起こして、財政運営もしっかりやりながら、いろんな事業を進めてきたということをよく理解できました。

この20年間をいろいろと糧にして、今後の取組が重要だと思っているんですけども、3つ目として、今後の取組についてお尋ねをさせていただきたいと思います。合併後20年がたちまして、合併の年に生まれた子は今年で20歳です。先月、私の息子も20歳の誕生日を迎えて——あっ合併の年に生まれたんだと、改めて確認したところなんですけれども。合併前の取手と藤代を知らない世代が今後どんどん増えていきます。そのような中で取手市を好きになってもらい、市長の言う「住み続けるほど好きになる街」とするためには何をすべきなのか、どのようなことを考えているのでしょうか。その点に関してお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） すみません。答弁の前に、先ほど私、冒頭の答弁の中で、合併問題協議会が平成13年度末までに計10回開催されたというふうに答弁をいたしましたんですけども、これ平成13年の2月までの間なので、正しくは平成12年度末までということですので、訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。
お願いします。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは答弁させていただきます。現在、市の取組といたしましてシティプロモーションということで、昨年度——令和6年度から新たに、ほどよく絶妙とりでインスタグラムですとか、ほどよく絶妙とりでファンクラブといった事業を新たに展開をしているところでございます。これらは特に若い世代をターゲットに市の魅力発信や郷土愛の醸成促進、そういったことを強化していこうというものでございます。住む人がまちのよさを実感してくれること、そして郷土愛の醸成を通じて主体的にまちを盛り上げられる、そういった市民を増やしていけること、これが望ましい方向性だというふうに考えております。直近の総務省の住民基本台帳の人口移動報告による日本人の転入超過数では、取手市は県内で2位となりました。この結果を分析しますと、転入者の数というのは増えていく傾向、それに対して転出の数が減少の傾向にあるというところで、これまでは転入？転出？が右肩上がりという傾向だったんですけども、ここへ来て転入？転出？の数が減ってきているという傾向が見られたということは非常にいい方向なんではないかなというふうに考えております。要するに、住み続ける人が増えてきたという言い方もできると思いますので、引き続き多くの皆様に取手市が好きになっていただけるように、そういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。転入者が増加傾向にあって、そして人口が今、急激に増えることはないにしても、維持ができてるというお話の中で理解はしたんですけども、これは本当に大事なことだと思っております。そしてまた一方で、合併前の取手市と藤代町の両地域の地域性や文化、生活というものを忘れてはほしくない、そういう思いがあるわけですけども。合併とは直接関係はしませんが、地域の今コミュニティがどんどん希薄化になっているかなというのが、これは大きな課題であると思いますし、世代間の対話を促して、子どもたちが自分の住む地域の昔を知って、そしてそれを踏まえて未来の取手市を考えられるような、そんな取組をしていかなければならないかと思うんですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課副参事、篠原慎吾君

○政策推進課副参事（篠原慎吾君） お答えいたします。昔からこの地域にお住まいの方にとっては、この土地の歴史や文化を次の世代へと引き継いでいきたいという思いをお持ちの方も多くいらっしゃると思います。地域の歴史や文化を引き継ぐということにつきましては、小学校3年生の社会科で副読本「とりで」を活用しながら授業が行われておりますが、この副読本には、取手市の歴史や文化などが充実した内容で記載されておりまして、皆様の思い入れのある地域の歩みなどの情報が、社会科——学校の社会科の教材と

して子どもたちが学ぶ仕組みができております。こうした仕組みがある一方で、全ての方に当てはまるわけではありませんが、御指摘のように、若い方をはじめ、地域に対する思い入れが比較的軽い方たちも増えてきているよう——増えてきているということも、傾向としては確かにあるように感じております。やはり取手市の——将来の取手市を担う世代が、将来このまちをどうしていくのがいいのか、自分ごととして考えることが非常に大切なことだと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） ありがとうございます。平成の大合併から 20 年、そして今、令和の時代となりました。あともう 20 年もすれば、合併を振り返ることもなくなるかもしれません。時代は常に動き、新たな課題が絶え間なく生まれてくると思います。総合計画においても、持続可能な自治体運営への取組がうかがわれますが、今後の取手のまちづくりはどのような考えで進んでいくのでしょうか、この点もお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。今後のまちづくりについての考え方ですが、大きく言えば、現在それぞれのエリアで受け持っている機能や役割を踏襲しつつ社会の変化に対応していけるよう、必要な整備を施していく形になろうかと考えております。この整備推進に当たっては、各地域の持っている機能や役割を互いに補い合ったり、あるいは協力し合ったりすることも必要になるかと思いますが、合併して統合したまちとしての感覚ではなく、一つのまちの取手市としてのアイデンティティを醸成することが、結果として、幸福度の高いまちづくりを実現させることにつながっていくと考えております。ハードやソフトの整備も重要ですが、こうした市民の皆様の一体感の醸成についても引き続き進めてまいりたいと考えております。また、施設整備については、これまで合併特例債などを活用しながら重要施策——重要施設の建設を進めてきたところですが、今後は施設の老朽化も見据えた中で、今ある施設をどうしていくか、複合化も視野に入れた検討が全ての施設で必要になると考えております。そして、庁内運営の基盤整備においては、現在、デジタル化を推進し行財政運営の効率化を図っているところですが、デジタル化の進展は、施設の活用の選択肢を増やす面でも今後重要になってくると考えております。将来的には市役所に来なくても済む時代の到来も想像されます。そのような可能性も念頭に置きながら、施設の維持管理、複合化につきましては、広い視野を持ち検討を進めていくことが重要なのであろうと考えております。また、まちづくりに関わっていただける市民の存在も大切だと考えております。様々な場面で市民の皆様にも参画していただきながら、行政と市民が一体となって、未来に向けたまちづくりを推進していければと思います。皆様の地域愛の醸成を促しながら、共に持続可能な自治体経営を実現させていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。それで最後になりますけれども、こちらの画面のほう見ていただきたいと思います。

〔20 番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） ちょっと小さい数字がこちらに反射してて見づらいかもしれませんが、これは、とりで未来創造プラン 2024 や統計とりでにまた少し加えたデータなんですけれども、先ほどいろいろお話した中で、またこのデータを見て感じる場所なんですけれども、平成 25 年には 10 万 9,730 人ということで、一番このグラフの上を書いてあるんですけれども、それが今現在、令和 6 年度のデータでは 10 万 5,908 人ということで、3700——3800 人ぐらい、まだ緩やかな減りで下げ止まっているというような感じだというふうに見えてるところなんです。先ほど、転入者がどんどん増えてきてる。でも、よく人口の年齢層の 3 区分を見ますと、この年少人口、また生産年齢人口と老年人口を見ると、一番最後を見ると、本当に平成 25 年の頃の生産年齢人口は 6 万 6,467 人あったはずが、今は 5 万 9,000 人と、もう 7,400 人も減ってきてしまっている。やっぱり現役世代がたくさんいらっしゃることによって、まちもいろいろと活性化へつながっていくんだと思う。だから、転入者がどういう方々がどう来てくれているかというのものもある。それはもう増えることは重要なことだと思うんですけども、こういった中身も、人口動態なんかも鑑みながら、今後の将来のこの 20 年後の未来像をつくっていただきたいと、そのように思っております。子どもたちも、これは 15 歳まで——14 歳か、まで 1 万 2,147 名、平成 25 年だったのが、今やもう 1 万 109 人と、2,000 人ぐらい減っているという状況ですので、ぜひともいろんな施策を展開して、これからの取手のまちづくり、新たなまちづくりを、中村市長が先頭になって進めていただきたいと思います。これはとりで未来創造プラン 2024 を参照させていただいたんですけども、人口目標が 9 万人と、2040 年ということでありますけれども、その目標からはまだまだ今は目標よりも上に行っているというように感じを受けておりますし、ぜひともいろんな施策を展開しながら、そして、この合併の効果がいろいろとこれからも機能して、2040 年のときに、取手と藤代が本当に合併してよかった。だからこそ、こういうふうな結果も導けるんだというふうに進めていただきたいながら、行政の効率化、財政基盤の強化、そして広域的なまちづくりを進めていって持続可能な自治体運営を行っていただきたいと思ひまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

続いて、久保田真澄さん。

〔9 番 久保田真澄君登壇〕

○9 番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。3 点にわたり一般質問を行います。1 番目に、若い世代の生涯にわたる健康を目指すプレコンセプションケアについて。2 番目に、育児支援の観点から授乳室について。3 番目に、女性の視点からの防災についてです。まず初めに、プレコンセプションケアについてですが、令和 5 年第 4 回定例会で取り上げました。レコンセプションケアとは、妊娠を考える女性だけではなく、カップル全体を対象に、将来の妊娠・出産を健康に迎えるために、妊娠前から健康状態や生活習慣を整える健康管理のことです。スクリーンを使うので席を移動します。

〔9 番 久保田真澄君質問席に移動し資料を示す〕

○9番（久保田真澄君） プレコンセプションケアの大切な理由です。健康な妊娠・出産のため、正しい知識と健康な状態を保つことで健やかな妊娠・出産につなげる。子どもの健康のため、次世代を担う子どもの健やかな成長・発育を促す。自分たちの健康と豊かな生活のため、将来のライフプランを考え、自分自身の健康と向き合うことで、より質の高い生活を送る。具体的な行動の例としては、健康診断・検査——定期的な健康チェックや妊娠・出産に影響を及ぼす可能性のある感染症の検査を受ける。生活習慣の改善——バランスの取れた食事、適度な運動、十分な睡眠、ストレスをためない生活、禁煙・禁酒を心がける。知識の習得——妊娠・出産に関する正しい知識を得る。かかりつけ医を持つ——信頼できる医療機関の医師に相談し、健康状態やライフプランについてアドバイスをもらう。プレコンセプションケアは、妊娠の予定がなくても、早い段階から健康に関心を持ち、心身の健康状態を整えることで将来にわたって健康的な人生を送るための大切な取組です。取手市においても、プレコンセプションケアを意識した女性の健康維持について様々な施策を行っていますが、その内容についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁いたします。久保田議員より大変詳しく御紹介いただきましたプレコンセプションケアですが、妊娠を迎える前の段階から、男性だけではなく——女性だけではなく、男性も健康を改善し、未来の子どもの健康を守るための重要な取組として注目されております。プレコンセプションケアは男女を問わず広く実施されるべきものであり、パートナー双方が健康的な生活習慣を確立することで、よりよい妊娠・出産の環境を整えることができると考えられております。取手市といたしましてもこの重要性を認識し、若い男女が将来のライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合うように働きかけるプレコンセプションケアを推進することは、地方行政の大きな役割であり、重要な施策と考えております。保健センターにおきましては、プレコンセプションケアを推進する事業といたしまして、市内高等学校にて、特に若い世代に性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を意識していただくことを内容に盛り込む「レッツトライ高校生講座」を行っております。また、妊婦さんとパートナーを対象とした「ウェルカムベビークラス」を開設し、新しい命を迎えるための準備をパートナーと一緒に学習、体験する場の提供を実施しております。さらに、女性の健康維持に関する施策といたしましては、乳がん、子宮がん、ヘルスアップ健診など、幾つかの検診を実施しております。特に20歳から受診できる子宮頸がん検診については、21歳の年齢のときに無料クーポン券を送付し、受診へつながるよう取り組んでおります。そのほか、30歳から開始される乳がん検診、18歳から39歳までの方に実施されるヘルスアップ健診など、様々な検診を実施し、若年層を対象とする健康事業の強化を図っております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 議員の皆様申し上げます。携帯電話のマナーモードのチェッ

クをお願いします。今、音が鳴っておりますので、御確認をお願いします。音が出ないようにお願いします。

久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。取手市でもプレコンセプションケアを推進する様々な取組が行われていて安心しましたが、それらの事業を展開する上でどのような周知方法を取られているのでしょうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） それでは、お答えさせていただきます。保健センターでは、プレコンセプションケアに係る事業も含め様々な事業を展開しております。各種事業の周知につきましては、保健センター年間計画表を年度当初に全戸配布しているほか、市の広報紙や公式ウェブサイト、子育てアプリT o r i C o（トリコ）により情報の発信を行っております。子育てアプリT o r i C o（トリコ）につきましては、妊娠が判明し、母子健康手帳の交付を受ける際、アプリに登録してくださる妊婦さんが大半ですので、妊婦さん側にとって情報が入手しやすいツールとなっていると思っております。また、こども相談課の母子保健事業においては、母子健康保健手帳発行時の面談からスタートし、妊産婦健康診査受診券の発行、マタニティクラスでの正しい知識の普及、出産後の産婦訪問指導など、継続的な相談支援に取り組んでいるところでございます。健やかな妊娠・出産のためには、妊婦健診を定期的に受診し、母体と赤ちゃんの健康状態を管理すること。妊娠前、妊娠中の健康管理を実践すること。妊娠期間中の心身のケアを行うこと。出産後の継続的な支援を受けること。そして、社会全体で妊産婦を支える環境づくりを行うことなどが必要であり、妊婦、出産？妊娠・出産？の当事者やパートナーたちは、そのために必要な知識を得るための情報収集と学習を行うことも大変重要であると考えております。今後もデジタル化の進展を踏まえ、引き続きSNSやメールマガジンを活用した情報発信をさらに充実させていきたいと考えております。特に若い世代に向けては、スマートフォンアプリを活用した通信機能や、動画コンテンツを用いた分かりやすい情報提供を行うことで、親しみやすくアクセスしやすい広報活動を展開していくほか、地域の医療機関や学校・企業との連携なども視野に入れ、多くの窓口で情報提供を行うことにより、より多くの市民の皆様に各種事業や新しい知識を周知できるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） プレコンセプションケアの推進として各種事業を展開した結果、どのような効果を得られたのかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。プレコンセプションケア推進に関するこれまでの取組から、様々な効果を得ております。妊婦健診を一例にして申し上げますと、妊婦健診の受診率について、令和元年度 77.6%、令和5年度 80.5%、2.9ポイントを向上し、妊娠中の健康管理がより適切に行われるようになったと捉えておりま

す。そのほかにも、妊婦健診受診者のうち、異常なしの率の向上、未熟児療育医療受給者の減少など様々な取組の成果として、母子ともに健康を維持し、健やかな妊娠・出産につながっていると考えられます。さらに、20代・30代の女性のがん検診受診率も大きく伸びております。子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率が向上しているなど、がんの早期発見・早期治療の重要性が浸透していると考えております。そのほか、若い世代に妊娠・出産に関する正しい知識の普及を促進するため、高校生を対象としたレッツトライ高校生講座は、先駆的な取組として平成26年度より開設しており、年々参加する高校が増え、受講生徒数も伸びております。現在は市内7校の高等学校が参加し、令和6年度は1,729人の生徒の皆さんが受講されております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 詳細な御答弁をありがとうございます。ただいまの答弁の中で、令和6年度のレッツトライ高校生講座を受講した生徒が1,729名とありました。令和元年よりも362名も伸びているという、うれしい報告がありました。生徒などの声が寄せられていましたら、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。市内高等学校において高校生の男女を対象としたレッツトライ高校生講座については、結婚、妊娠、出産、子育て、ワーク・ライフ・バランス等、性別にかかわらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得できるよう、講座の内容については、養護教諭と打合せを重ね行っております。講座終了後にはアンケートにて高校生の声を伺っておりますので、幾つか御紹介させていただきます。具体的な声といたしまして、「妊娠前の健康管理がこんなに大切だとは知らなかった」「講座を通じて、将来に向けてどのように健康を維持するかについて考えるきっかけになった」「自分だけではなく、家族やパートナーと一緒に健康について話し合うことの重要性を理解した」といった意見が寄せられております。これらの声は、若い世代における健康意識の向上につながっており、今後引き続き、こうしたプレコンセプションケアを推進していく所存でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） こども家庭庁は性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて、プレコンセプションケアの推進5か年計画を令和7年5月22日付で策定しています。ここでスクリーンをお願いします。

〔9番 久保田真澄君資料を示す〕

○9番（久保田真澄君） プレコンセプションケアの推進5か年計画。各種調査ではプレコンセプションケア——略して「プレコン」という言葉の認知度が1割以下にとどまり、若い世代に性や健康・妊娠に関する正しい知識の取得方法や相談する場所・手段が必ずしも広く知られていません。1割以下から80%への目標です。研修を経て学校や企業などで正しい知識の普及を図り健康管理を促す「プレコンサポーター」を、5万人以上養成する方針を表明しています。自治体の性と健康の相談センター事業の実施率を約70%から

100％へ。企業における取組の実施率、約 30％から 80％へ。プレコンに関する一般的な相談ができる窓口の認知度向上を 100％へ。基礎疾患のある人などが専門的な相談ができる医療機関数を、現在の約 60 機関から 200 以上に増やす。

他市の事例になりますが、笠間市ではプレコンセプションケア費用助成として、プレコンセプションケアに関する検診・カウンセリングを医療機関で受けた方に、受診費用の一部助成を行っています。また常陸大宮市では、プレコンセプションケアの市民向けセミナーを行っています。取手市では推進 5 か年計画を踏まえて、今後どのような取組を進めていくのかを伺います。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。ただいま久保田議員よりプレコンセプションケアに特化した各種自治体の御紹介がございました。本市においても、プレコンセプションケアの一環として、妊娠婦——妊娠前の健康診査の推奨や栄養指導、ストレス管理、禁煙支援などを行っているほか、先ほどのレッツトライ高校生講座の実施、レディース検診や、がん検診時に簡易的な女性のための健康講話を実施しております。引き続き、久保田議員より御紹介のありました他自治体の先進事例等を参考にしながら、プレコンセプションケア推進を図ってまいりたいと考えます。

また、プレコンセプションケア推進 5 か年計画を踏まえ、取組といたしましては、若い世代の健康意識の向上を目指してまいりたいと思います。特にプレコンサポーターの養成や自治体の相談センター事業の実施率の向上、性や健康に関する正しい知識を広める取組などを進めていきたいと思います。さらに、企業におけるプレコンセプションケアの取組を推進し相談支援の充実を図ることで、若い世代の健康維持を支援するとともに、妊娠前から健康管理の——健康管理を強化し、流産や早期のリスク軽減を図りながら、子どもの健康を守ることを目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 新たな事業を検討しているなど、何か計画していることがあれば、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。今回、久保田議員より一般質問を受けまして、プレコンセプションケアの新しい取組について、保健センター内で検討させていただきました。プレコンセプションケアの課題の一つに、若い女性の痩せと肥満の増加が挙げられております。これは、妊娠前の痩せや肥満は、妊娠したときの低体重児の増加、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの合併症につながり、妊婦さんや赤ちゃんが危険な状態になる可能性があるとされています。そこで、若いうちからバランスのよい食事を心がけていただくために、若い女性やカップルを対象とした料理教室などの食育について、取手市食生活改善推進協議会の会長さんに、先日ご相談をさせていただきました。若い方を対象とした場合は、周知方法や、また開催日などの設定——いわゆる募集に関しての課題点はありますが、前向きなお返事をいただきましたので、令和 8 年度の実施に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 新たな取組に向けて推進をしていただき、ありがとうございます。プレコンセプションケアは近年、若い世代の男女の健康を目指す取組と広い意味で捉えられるようになっていきます。福岡県では、全国の自治体で初となるプレコンセプションセンターが設置されました。ワンストップ相談と情報発信の機能を完備し、男性からの相談にも対応、とありました。お話をお聞きしたところ、去年は297件の相談があったとのこと。また、15項目に分けてプレコン漫画を作成し、分かりやすい情報発信を行っています。ぜひ取手市としても、若者のウェルビーイングを実現するため、正しい知識の普及や相談体制の整備を推進していただきますようお願いいたします。これで以上です。ありがとうございました。

続きまして、搾乳可能マークを公共の授乳室に掲示についてです。産後の母親の中には、赤ちゃんが入院中、すぐ仕事に復帰したなどの事情で外出先で自ら母乳を絞る搾乳が必要な人がいます。子どもを連れていないことで授乳室を使うことをちゅうちょしてしまうといった声が聞かれます。こどもまんなか応援サポーターとして、子育て世代にも優しい取組を進めようとしている取手市において、赤ちゃんを連れてくる母親も、そうでない母親も、必要とする方は授乳室を使える環境にあるかをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。本市では、こどもまんなか応援サポーターとして、子育て世代が安心して暮らし、子どもが伸び伸びと育てられるよう様々な取組を進めております。また、取手市こども計画においても、目指す未来の一つとして、「幸せな子育てができる環境をつくる」という目標を掲げ、ライフステージごとに切れ目のない継続的な支援を展開しているところです。久保田議員のおっしゃるとおり、授乳室に1人で入ることへの周囲の視線などによって、搾乳を必要とする母親が利用をしづらいという現状は、出産後の身体の変化が大きい中、手続等で公共施設に赴かなければならない際には、外出をためらう不安材料の一つになると思われます。こうした不安を取り除き、安心して子育てができる環境を整えていくことは、みんなで支え合う子育て、そして自分らしい育児につながり、その後のウェルビーイングな子育てにも結びついていくと考えております。本市の授乳室の環境整備や搾乳が必要な方への対応は、それぞれの施設所管課で、その利用実態に合った適切な管理運営がなされていると考えておりますが、今後も施設を訪れた子育て世代が安心できる優しい環境を目指し、市として丁寧な対応を心がけてまいります。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 搾乳のマークなんですけれども、いろいろあると思いますが、ちょっとこういったものを分かりやすいなと思って持ってきました。

〔9番 久保田真澄君資料を示す〕

○9番（久保田真澄君） 子育てされている方の窓口サービスや公共施設利用の満足度向上のため、日々丁寧な対応をされているということは理解していますが、こうしたマークを活用することで気兼ねなく授乳室を利用することができます。あわせて、搾乳への理解促進が図られ、取手市がママたちに寄り添った取組を実施していることを、当事者だけではなく市民全体に伝えることができると考えます。市内公共施設の授乳室は、調べたところ11か所ありました。こうしたマークの導入についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。近年、多くの施設で授乳室の設置が進んでいる一方で、搾乳スペースの設置は、いまだ十分ではないといった背景から、搾乳マークを活用し授乳室で搾乳ができることを示す自治体が増えているということは把握しております。また、茨城県内においては水戸市が同様の取組を行い、安心して搾乳することができる環境づくりを進めていることを確認いたしました。久保田議員がお調べいただいたのは、2021年の「薬（ひこばえ）」で掲載しておりました、取手市の公共施設における授乳室の設置状況であると認識しておりますが、今年度の設置状況についてお調べしましたところ、取手庁舎・藤代庁舎・藤代公民館・ふじしろ図書館・取手支所・福祉会館・取手ウェルネスプラザ・各子育て支援センター4か所の計11か所となっております。授乳スペースにおける搾乳マークの活用につきましては、先ほどの部長答弁のとおり、施設所管課にてその利用実態に沿って適切な対応をするものでございますが、搾乳マークを掲示することについての周知を全庁的に行ってまいりたいと存じます。今後も各部各課と連携しながら、子育て世代当事者の目線に立ったこどもまんなかな環境整備に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 産後授乳をしている母親の体内で母乳は作られ続けます。二、三時間ごとに搾乳をしないと、分泌が悪くなったり、乳腺炎などになるおそれが高くなります。安心して搾乳できる環境づくりは、産後の母親の外出や職場復帰の後押しにもなると期待されます。ぜひ全庁的に周知をしていただき、気兼ねなく授乳室で搾乳できる取組をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上です。

最後に、防災についてです。9月は防災月間であり、いつ起きるか分からない大災害に向けて、国は2026年度中に防災庁の設置を目指しています。私も7月26日に行われた水害時避難想定訓練に参加させていただきました。訓練に併せて災害用トイレトラックが展示されていました。取手市は他の自治体に先駆けて災害用トイレトラックを導入。きれいで明るいというのが第一印象です。多機能トイレやソーラー発電充電システムなどが搭載されたもので、被災時の衛生環境の確保や被災者の健康維持を図るものです。大災害のときには、防災だけではなく防犯対策も大切だと思います。そこで、避難所の備蓄品の中に、子ども・女性を犯罪から守る防犯ブザーの導入を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、久保田議員の質問に答弁いたします。災害時におきまして、避難者が安心して避難生活が送れるよう環境整備を図っていくことは、市民の安全安心につながる重要な対策だと考えてございます。このような中で、避難所での性暴力あるいは不審者等への対策として、防犯ブザーは犯罪抑止効果が期待できる有効な手段と考えてございます。現在、取手市では備蓄品として、食糧や保存水・パーティションや段ボールベッドといった基本的な生活物資を中心に、順次、備蓄・整備している状況でございます。こういった中で避難所において、特に子どもや女性にとって安全な環境をつくることは不可欠でございます。内閣府から、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題解消のため、災害対応力を強化する女性の視点・男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインが示されております。取手市におきましては、現在、備蓄品として防犯ブザーを導入しておりますが、同ガイドラインを参考に、避難所の安全性向上に向けた総合的な対策を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 避難所で安全安心に過ごすために前向きな御検討をお願いいたします。続いて、避難所の授乳室の整備について伺います。内閣府の防災情報ページでは、避難所において授乳をする場合は、周囲の人々のプライバシーを尊重し授乳スペースを確保するように心がけましょうとありました。避難所の授乳室はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所における授乳室につきましては、現在、取手市で備蓄しているパーティション等を有効に活用し、授乳室として利用できるスペースを設けるといった対応を考えてございます。また、取手市の避難所運営マニュアルにおきましても、プライバシーの確保として更衣室や授乳室などのスペースに配慮することとなっておりますので、乳幼児をお連れの方でも安心して避難できるよう、避難所開設時には必要に応じて、授乳室用にパーティションを設置していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 開設された避難所全体に授乳室を整備される予定でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。授乳室の設置につきましては、避難所の規模や避難者数、乳幼児をお連れの方の人数などを考慮し、柔軟に対応していきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 避難所生活は、ただでさえストレスがかかりますが、母乳育児の場合、ストレスで母乳の出が悪くなるということがあります。母乳育児のママにはリラックスできる環境づくりが大切になりますので、これからも環境整備の推進をよろしくお願いいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。
続いて、染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 皆様、おはようございます——今さらですが。午後の予定でしたが、順調に行き過ぎてこんな時間になってしまいました。すみません、12 時過ぎちゃいそうな気がするんですけども、都市整備部さんの答弁が長そうなので、お許しいただきまして、お願いいたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。高校生遠距離通学支援についてです。高校生の適性・興味関心に合った進路選択を広げるための支援事業についてです。つくば市では高校生遠距離通学支援について、市内在住を有する高校生を対象に 2024 年度から実施していますが、今年度から交通手段と学校所在地の要件をいずれも撤廃しました。家族の自家用車送迎を受けて通学する生徒や、県外の高校に通学する生徒なども交付対象になります。昨年度は、自転車通学は年間 1 万円、バス・鉄道は 3 万円でしたが、今年度からは、自転車通学も含め年間一律 3 万円としました。教育総務課によると、片道だけバスで通学し、片道は家族の自家用車送迎を受けて通学している生徒の保護者などから、定期券だけではなくバス回数券を購入して通学しているの、支援制度を利用できないかなどの意見が出ているため、要件の見直しを実施しました。公共交通機関だけでなく、徒歩や自転車、自家用車で送迎など、どんな通学手段でも対象となるのが特徴です。通学支援金は初年度の 2024 年度は 2,832 人から申請があり、2,740 人が支援金を受け、交付金額は年 6,260 万円です。要件撤廃により、2025 年度は利用者が 2,000 人増え約 4,800 人となり、交付額は総額 1 億 4,400 万円になると想定されております。高校無償化などが進み保護者の負担は減っていますが、通学費の負担は大きくなりつつあります。一例を挙げますと、取手・水海道間は 1 か月定期 2 万 970 円、対して、取手・東京間は 1 か月 1 万 400 円で、常総線が高い傾向にあります。それでは、移動させていただいて、パワポを使わせていただきます。

〔19 番 染谷和博君質問席に移動し資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） こちらは、つくば市の高校生遠距離通学支援のチラシというふうになっておりまして、あそこを書いておりまして、年額 3 万円ということで、自転車でも何でもいいということなんで。——ただこれ 1 つ問題点は、自転車の子がヘルメットをかぶってないのはいけないなと思ひまして、公が作るものでしたら、ヘルメットをかぶせたほうがいいんじゃないかなと思っております。そして、これ外国語版があるというのも特徴で、恐らく外国籍のお子さんがかんりいらっしゃるのかなというのも、これを見て分かりました。保護者の負担軽減のため、高校生遠距離通学支援をできるかどうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。中学生の進路選択に当たりましては、生徒のいわゆる興味でありますとか適性を尊重した上で、一人の生徒が自身の能力であるとか希望をかなえられるような進路を薦めていくことが大事なのかなと思ってます。そのため、教育委員会といたしましては、各中学校におけるキャリア教育でありますとか進路相談が充実することで、子どもたちが希望に沿った進路をかなえられるように支援を進めているところです。ただいま御紹介いただきました、つくば市の支援事業につきましては、一定の要件を満たす御家庭に幅広く支援を行う取組であると認識しております。その一方で、その背景として、急増するつくば市の生徒数に対する、つくば市内に立地する高等学校の定員数、この不均衡が課題として取り上げられていると、そういった経緯があるということも認識しているところです。取手市について考えてみますと、県立高校が5校、私立が2校あり、近隣の自治体に比較しますと、多様な選択肢があるものと受け止めているところです。地域によって状況や背景が、こういったところからも多少異なる点があるのかなとも考えているところです。市内の高等学校の状況、詳細等につきましては、教育部長のほうより答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、教育長の補足答弁をさせていただきます。先ほど教育長の答弁にもありましたように、取手市につきましては、県立高等学校が5校、私立の高等学校が2校あり、令和7年度の募集定員の合計数は約1,300人ございました。なお、同じく令和7年度におけますつくば市の県立または私立の高等学校の募集定員の合計は約1,200人となっております。取手市内在住の高等学校進学者数は、ここ数年を見ても大幅には増加しておらず、募集定員や市内在住の高等学校通学者数から見ますと、取手市につきましては、市の中で比較的恵まれた高校教育の環境が整っていると捉えております。取手市及び近隣自治体の高等学校の立地状況から通学手段を考えますと、JR、先ほど御紹介いただきました関東鉄道常総線、または龍ヶ崎線、関東鉄道バスや大利根交通バス、またはつくばエクスプレス、スクールバス、自転車、保護者の皆様による送迎など、多種多様な通学手段により通学が行われると思っております。交通手段によって通学に要する費用に差異が生じることとなりますが、首都圏近郊に位置する立地である取手市の教育環境も踏まえた上で、市内の御家庭の進路選択におきまして、通学費がどれほどの課題になっているか、また、遠距離通学の負担を軽減するための施策としてどのようなものが求められているのか、人口動態や高校の募集定員数の変動も含めまして、つくば市をはじめとしました近隣自治体の状況を注視しながら、調査をしていきたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。確かに、つくば市、高校が少なくて高

校を造ってくださいというような請願が議会に出ていたりとか、いろいろあるのは存じております。昨日、海東議員の一般質問のお答えで、進学者の40%ぐらいが取手市内の高校に通っているということで、確かにこれは多い数字なのかなというふうに思っております。また、TX沿線ってあんまり高校ないんですよね。それに比べて常磐線沿線は非常に高校が——上りに行っても下りに行ってもいっぱいあるということで、本当に環境がいいのかなと。それだけに、この定期代というのは非常に大きな問題になってるかなと思います。つくば市まではいきませんが、この定期代バスの回数券等に何らかの補助ができないかということだけ、お伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育総務課長、澤部 慶君。

○教育総務課長（澤部 慶君） ただいまの染谷議員の御質問に御答弁を申し上げます。先ほど教育部長の答弁にもございましたが、高校への通学手段としては電車やバスといった公共交通機関、または自転車や徒歩、あるいはスクールバス——取手市内の高校でもスクールバスが運行されている高校もあるというふうに伺っております。また、送迎など様々な形があることは事実として受け止めております。利用する通学手段によって——先ほど染谷議員から御紹介いただきました公共交通機関も含めますけれども、その通学手段によって補助対象となるか否かが分かれるというところにつきましては、公平性の観点での検討が必要とも考えられます。ただその一方で、公共交通機関の定期券を利用して通学している場合、一定程度の割合で補助をする制度を創設している自治体があるということも承知をしております。先ほど染谷議員から御紹介のありました、特に公共交通機関の中での料金の差異による通学費用の差という点につきましては、先ほどの教育部長の答弁の中にもございました、人口動態や高校の募集定員数の変動、近隣の自治体の状況など様々な要素も注視しながら、引き続き調査をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひとも、よろしくお願いいたします。それでは次に移らせていただきます。小学校のこども朝食堂についてお伺いいたします。食を通じた支援で朝食を習慣化し、健康で充実した学校生活のサポートについてです。給食の起源は明治22年、山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で、貧困児童を対象に無料で食事を提供したことが最初です。当時は学校にお弁当持参でしたが、家庭の事情で持参できない児童への昼食提供がその目的でした。そこから戦後の栄養難に対処することと教育を目的に、1954年、学校給食法が制定され、全国に広がってきました。大阪の泉佐野市では、こども食堂が——こども朝食堂が好評です。きっかけは、市長が市政について市民の意見を聴く2022年秋のタウンミーティングで、通学を見守る住民が、「家庭の事情で朝御飯を食べず登校する子どもがいる。何とか食べさせて、学力や体力をつけさせてほしい」と要望したことです。市は2023年2月に長坂小と中央小の2校で実証実験を開始しました。その際のアンケート調査で、児童の約2割は自宅で朝御飯を食べていないことが分かり、起きる時間の遅さや、親が仕事で用意できないことなどが理由でした。市は実施する学校を全13市立小に広げ、

今年度一般会計予算に事業費 9,703 万円を計上し、調理と運営を 5 業者に委託しています。利用児童は、市内全体で約 2 割以上を想定しています。市子育て支援課は生活習慣の改善や、独りで食べる孤食の解消、交流の場としての居場所づくりにつながる。数字で表せないけれども、朝食堂での食事を楽しみに学校に登校する意欲促進や学習意欲の向上に一定の効果が出ているということです。こども朝食堂についての見解をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。子どもの朝食の欠食につきましては、文部科学省が全国の小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に実施しております全国学習状況調査の令和 7 年度の調査で、「朝食を毎日食べていますか」という質問に、取手市では、「あまり食べていない」「全く食べていない」と回答した小学校 6 年生が 6.5%、中学校 3 年生では 8.3%という結果がございました。また、同じ同調査によりますと、毎日朝食を食べてる子どもほど学力調査の平均回答率が高い傾向にあることが分かりました。朝食をしっかり取ると、集中力や体力の向上が期待でき、学習効果により影響を与えているものとされております。その一方で、時間がない、食欲がない、朝食がないなどの理由で、朝食を欠食する子どもが毎年少しずつ増えている状況もございます。先ほど議員から御紹介いただきました、先進自治体である大阪府泉佐野市での取組の状況を確認いたしました。こどもの未来応援事業という子育て支援施策の一環としまして、始業前の小学校で週 2 回、児童に朝食を無償で提供する、こども朝食堂を実施されているとのことでした。朝食を食べずに登校する小学生への支援策を求める声が地域の方から寄せられたことを受け、子どもの成長と学習を支えることを目的に、令和 5 年 2 月に市内 2 校で実証実験を開始しまして、令和 7 年度におきましては、調理と運営を 5 つの業者に委託しまして、9 月からは実施する学校数を拡大しまして、13 の市立小学校全校で実施する予定とお伺いしております。泉佐野市のこうした取組は全国的にも先進的な取組であると認識しております。またその一方で、取手市で同様の取組を行うとした場合、先ほど御紹介いただきましたように、泉佐野市では今年度 9,700 円【「9,700 円」を「9,700 万円」に発言訂正】余りの予算規模である財源の問題ですとか、人的な課題として、朝食を作り提供する事業者の確保、また早朝の学校の開け閉めを含めた施設面での課題といった点で、整理が必要である課題も複数ございます。このようなことから、小学校におけるこども朝食堂の事業の実施につきましては、取手市としまして、必要性や効果、家庭での朝食の状況など、その状況や推移を見ながら、こどもまんなか社会における子ども施策の取組の一環として、市長部局と連携して調査研究してまいりたいと考えております。また、あわせて、朝食を含めた食事、食育の重要性につきましても、学校での健康教育の事業を通じまして子どもたちに伝え、保護者への周知も行いながら、健康的な生活習慣の形成を促してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） なかなか難しい事業だと思っております。切替えをお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これ、朝食堂の実証実験をやったときのやつですね。全 8 回、長坂小学校 272 人中 62 人、22.8%が利用しております。中央小学校が 553 人中 84 人で 15.2%が利用している。メニューの一例として、おにぎりとか豚汁とか、ピザトーストとヨーグルト、サンドイッチとスープ、カレーライスと、なかなか朝御飯にしては、すばらしいなというふうな感じがいたします。そして、こども食堂アンケートです。「朝食を食べていない」「あまり食べていない」、長坂小 20.7%、中央小 18.1%と、取手よりかなり高い数字です。理由として、親が仕事で用意できない 28.9%、11.5%、食欲がない、こちら 28.9%、37.2%、——ここがよく分かんないんですけど、食べる御飯がない、11.5%、7.7%、起きるのが遅い、38.5%と 43.6%ということで、起きるのが遅いので食欲がないのかなと。結局寝るのが遅いのかなとか、そういうふうな感じもいたします。いろいろ児童の生活習慣とか、そういうのも非常に問題になっておると思います。私自身もこの事業、今すぐ取手市でというわけではなく、今後こういう事業も必要になってくるんじゃないか。そのためにはどのようにやればいいのか。泉佐野市におきましては、市長部局の子育て支援課がやっておりますので、取手市も将来的に、もしやるとなったらどういう形が取れるかというのを考えてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育総務課長、澤部 慶君。

○教育総務課長（澤部 慶君） ただいまの御質問に御答弁を申し上げます。先ほど染谷議員から御紹介いただきました泉佐野市の事例でいきますと、泉佐野市のほうの事業の趣旨といたしましては、全国的に貧困が原因で朝食を食べない子どもが増加している中、朝御飯を取る生活習慣をつけ学習や成長を支えることを目的に、令和 4 年度から実施しているこども朝食堂事業を、今年度拡大するというような記述がございました。取手市の今後ということでございますけれども、先ほど染谷議員からも御紹介いただきましたが、朝食を欠食する児童生徒の要因として様々なものがあるというふうに認識をしております。その中には、学校教育の中で、きちんとした教育、朝食の重要性について、こちらのほうで——学校教育の中で教育していくというようなもの、家庭科の授業ですとか保健体育の授業を主に、現在、小中学校で様々な教育の中行っております。そういったようなものの改善を図ると同時に、あとは社会的な背景での欠食という問題についてどう向き合っていくかということにつきましては、今後も調査をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。次に移らせていただきます。自転車交通ルール大幅変更について。令和 8 年 4 月の自転車に対する道路交通法改正についてです。令和 8 年 4 月、自転車の交通違反に対して、青切符が正式に導入されることになりました。これは自転車事故の増加や悪質違反の問題に対応するため、令和 6 年 5 月に成立した改正道路交通法に基づく大きな制度改革です。青切符の対象となる 113 の交通違反について反則金の額を決定し、4 月 1 日から取締りが行われることになりました。このため検察庁は自転車の歩道通行について、現在の交通ルール

と取締りの基本的な考え方を整理し公表しました。青切符による取締りについては、交通ルールを守って歩道を通行している場合には対象とせず、交通事故に直結するような危険な行為をした場合や、警察官の警告に従わず違反行為を続けた場合など、悪質・危険な行為に限って対象とするとしております。そして、悪質・危険な行為だとして取締りの対象になる可能性がある具体的なケースについては、スピードを出して歩道を通行、歩行者を驚かせて立ち止まらせた場合、警察官の警告に従わず歩道通行を続けた場合などが考えられるということです。それで、青切符制度の概要ということで、2026年4月1日から——16歳以上ですから、ここにいる全員が対象になります。そして結構大きいです、スマホ利用、1万2,000円罰金。あと6,000円、5,000円と、かなり大きな罰金になっております。

〔「反則金」と呼ぶ者あり〕

○19番（染谷和博君） （続）反則金か、失礼しました。反則金になってます。そして、赤切符のは以前もあります酒気帯び運転とかそういうこと、こちらは非常に対処が大きいんです。3年以下の懲役、50万以下の罰金、5年以下の懲役または100万円以下の罰金などがあります。さらに注意したいのが——最近多いです、スマホして、何かイヤホンしながらとか、そういうところを何回か見かけたことがありますけれども、そういうところを非常に気をつけなければいけない。そして、これが113あります。これ多分、僕も分からないんですけど、皆さん分からないと思います。自分が違反をしても気づかないぐらいいっぱいありますので、ちょっとこれ多過ぎるのかなと思いますが、取手市として市民への周知方法について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。市民への周知方法ということでございます。こちらにつきましては、取締りについては警察署というところではございますけれども、その警察のほうとも連携しながら周知を図っていきたいと考えてございますが。例えばキャンペーンの際ですとか、それから痛ましい事故があった際に、高校を、うちのほうの職員とそれから警察で回らせていただいて、啓発活動なども行ってまいりました。そういったこともございますので、16歳以上ということでございますので、高校などを訪問させていただくというようなこともございます。また、さきの一般質問では、16歳になると事故が非常に多くなるというような、染谷議員からの一般質問も受けてございますので、中学校3年生あるいは中学生などを対象に、そういった教育委員会とも連携しながら、そういった啓発等を実施していきたいということで考えてございます。また、うちのほうで管理しております自転車駐輪場もございます。そういったところへのチラシ配布ですとか——そういったところ利用者の、それから駅前でも啓発活動を今年、キャンペーンのときに行っておりますので、そういった機会を捉えて——多くの機会を捉えて啓発活動を行っていききたいと、そのように考えてございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。それでは、切替えをお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） ここにいる皆さん免許持ってるので、全員にお伺いします。自転車を運転しております。横断歩道です。自転車にまたがった女性がいます。皆さん止まりますか。——止まる——本田さんが元気いっぱい止まると言っております。実はこれ止まらなくていいんですね。自転車にまたがってれば車両です。自転車から降りて構えていれば歩行者ですので、実は止まらなくていいって、こんな本当——いや、僕も止まっていますよ、危ないんで。でも、本当は止まらなくていい。これです。6歳以下のお子さんが自転車にまたがっております。これはどうでしょう。——止まるか止まらないか。気持ち的には止まりますけど、法律的にはどうなのかという。——これ、実は止まらなきゃ駄目です。6歳以下のお子さんが自転車に乗ってても、車両じゃなくて自転車なんです。なかなか難しいです。そしてもう一つ、横断歩道にこの自転車マークありますよね。この場合は止まるか、止まらないか。——これも難しいです。これがあつたら止まらなきゃいけないんです、自転車にまたがってても。非常に難しいルールがいっぱいあります。そして今回 113 項目とすごく多いんですね。全部を覚えるというのは非常に無理だと思います。先日、取手市自転車活用推進会議がありまして、その委員でもある自転車博士の疋田先生は、113 の交通違反を全てなくすのは難しいと。せめてこの 3 つを——次の 3 つですね。違反をしなければ事故は格段に減るというふうに言っております。まず 1 つ目、スマホのながら運転の禁止、そして左側通行の徹底、信号無視です。確かに自転車同士の左側通行していれば出会い頭はないということで、切替えをお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これ、自分がこの青だと仮定します。そうしますと、これ出会い頭があるのは、この 4 番、お子さんを乗せてる、これが出会い頭になるんですね。全員が左側通行をしていれば、この出会い頭というのは絶対あり得ないんです。ですから、この左側通行の徹底というのは非常に大事なかなというふうに思っております。もちろんヘルメット着用というのは当然のこととして、この事故に直結するこの項目に絞っていくと、非常に伝わりやすいのかと思っております。

そしてもう一つです。これは、兵庫県警の出してるポスターです。これも絞り込んでます。携帯電話とか、信号無視、通行区分違反、イヤホンの使用とか 2 人乗り禁止とか、これ、踏切内の立入りってあるんですけど、あんまりする人いないと思うんですけど、何か、向こうのほうが多いんですかね、そういうことが載ってます。

そして、もう一つ、これ大分なんですけども、こちらも絞ってます。スマホながらとか一時不停止とか信号無視とか、こっち本当に 3 つぐらいに絞っておりますけども、このように非常に絞って伝えると市民の皆様に伝わりやすいと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。御指摘のとおり、青切符の対象となる違反は多数にわたり、全てを市民の皆様に御理解いただけるのは大変困難であると考えてございます。市といたしましては、特に事故につながりやすい、今、染谷議員から御指摘いただいたような内容も踏まえ、重点的に取り上げ、分かりやすく周知してまいりたいと考えてございます。また、周知内容につきましては、取手市の自転車活用推進会議委員でもございます、自転車ツーキニストの疋田先生からも御助言をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ぜひとも、絞った形で市民の皆様に伝える方法を考えていただければと思っております。ありがとうございます。次に進みます。しっかり 30 分以上取りました。本当はもっとやる予定だったんですけども。

続きまして、取手駅西口 A 街区開発事業及び桑原地区活力創造拠点整備事業推進に関する経過について、お伺いいたします。まず最初に A 街区でございます。切替えをお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） この間、これを頂きまして説明を受けました。残念ながら少し面積が少なくなってくるということで、事業協力者が変わってきました。そして、令和 13 年度目標ということになりました。これですね、事業協力者が変わって施設計画がどう変わっていくのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） それでは、染谷議員の御質問にお答えいたします。A 街区の再開発事業につきましては、議員全員協議会におきまして御報告させていただいたとおり、新たな事業協力者が決定し、また都市計画決定に向けた手続きを再度進めるとしているところでございまして、順調に進捗しているところでございます。A 街区において再開発事業を実施することにより、取手駅周辺地区の魅力度を高め、東口も含めた駅周辺地区全体の活性化の起爆剤となる効果が期待でき、これにより駅周辺に多くの人が集まり、人の流れが増加し、中心市街地にふさわしい魅力と活力にあふれたエリアとなることが期待されています。こうした観点から、A 街区において再開発事業を実施することは大きな意義があるものと考えております。再開発事業に関する状況が大きく前に動き出すこととなり、市としましても、ここは大きな正念場であるという意識と覚悟を強く持っているところでございまして、新たな事業協力者の協力を得て、準備組合・市・事業協力者の 3 者が協力して、再開発事業の実現及び複合公共施設の整備に向けて、全力で邁進してまいる所存でございます。詳細につきましては担当部長より答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの事業協力者が変わって施設計画がどう変わっていくのかという点につきまして答弁させていただきたいと思います。今回、新しい事業協力者がフージャースコーポレーションに変わることでとなりましたが、再開発準備組合におきましては、基本的には、これまで検討してきた施設計画案などの事業計画案を継承していく形で事業協力を行っていただける新たな事業協力者を見つけたいという意向を有していたところであり、そうした状況においてフージャースが事業協力者となった経緯がございます。しかし、フージャースの事業協力内容には、専門的・技術的な見地からの施設計画案や収支計画案の検討・立案作業が含まれていることから、今後より実現性の高い事業計画案とすべく、施設の計画案や収支計画案を具体的かつ詳細に検討していくこととなります。そのようなところから、事業計画案に多少の変更が生じることは想定されるところではございますが、現時点における事業計画案を根底から覆すような大きな事業計画案の変更が生じる可能性は、少ないのではないかと認識をしているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今までの経過案、ほぼそのまま、多少縮小になったけども、いくということと理解いたしました。一番の問題は施行予定区域が減少してしまったということがあります。その減少によりまして施設計画というのが変わってくると思うんです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。再開発事業の施行予定区域が変更となったことにより、変更前と比較して施設計画案が変更となっております。具体的には、再開発事業の施行予定区域が変更となったことにより、再開発事業全体の延べ床面積が約3万800平米から約2万8,200平米に縮小となりました。まず、非住宅棟につきましては、変更前は一層当たりの面積が約1,800平米であったものが、施行予定区域の変更によりまして約1,000平米となりました。また、住宅棟につきましては、地上20階建てという点は変わりませんが、計画戸数が約200戸から約250戸と増加することとなり、専有面積も変更前の約1万4,000平米から変更後は約1万8,000平米と増加しております。住宅棟につきましては、再開発事業全体の施行予定面積が縮小し、かつ地上20階建てには変更がないにもかかわらず、予定住戸数は約200戸から約250戸に増加しておりますが、その理由としましては、敷地を有効活用するため住宅棟の配置の向きなどを再検討したことに加えまして、住宅棟の共用部分の見直しなどを行った結果、住宅棟の一層当たりの面積を増加させることができ、それに伴って一層当たりの戸数を増やすことが可能となったものによるものでございます。今回、再開発事業の施行予定面積が変更となったことによりまして、限られた敷地面積について、より有効に活用するための施設計画の検討・立案を行っていくことの重要性が増していると認識しているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 切替えをお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これ、頂いた資料でございます。これを見ますと、住宅棟は全く変わらず、駐車場の位置が変わって非住宅棟が小さくなった。そこで不思議なことに 200 戸から 250 戸に増えたということで、今非常に建築コストが上がっているということで、住宅が 250 になれば、それだけ大きな売上げになっていくとは思うんですが、大体この——まあ難しいですけども、平均一戸当たり幾らぐらいの単価が今想定されてるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。一戸当たりのマンションの価格ということだと思いますけども、こちらにつきましては、現在実際にどういう部屋のしつらえにするのかとか、まだ細かな設計をやっている段階ではございませんので、なかなか金額が幾らということは申し上げられる段階ではございませんが、周辺の市場の状況であったり、近隣のマンションの販売状況、そういったところなどをしっかり勘案しながら、価格の設定などはしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 最近販売された後ろ側のマンションが三千七、八百万円だったような気がしますんで、もっとそれより高くなるのかなという気はするんですけども、高く売れば売れるほどよく、大体駅前のタワーマンション、最近ですと億は超えるという——最上階は億は楽に超えるということですので、販売になった際には、即日完売ぐらいになれるように頑張ってやっていただきたいと思います。思っております。

また、次に工事費の高騰が続いております。どこまで上がるか、なかなか分からない状況がありまして、それによって今後の工期とかいろいろ費用とか、いろいろ影響を与えてくると思うんですが、どこまで上がるか分かりませんが、そのような状況が続いてる中、この建設は大丈夫なのかということをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。今後、建築工事コストがどのように推移していくかにつきましては、予測が非常に困難な側面があることは否定できません。その意味では、今後、工事費がさらに高騰して総事業費が上昇する可能性もないとは言えません。とはいえ、今回新たにフージャースコーポレーションと事業協力協定を締結することができたことにより、フージャースとしましては、現在の状況下においても、本市におきまして再開発事業が実現可能であると判断したものでありますので、今後、工事費がさらに高騰した場合には、準備組合と事業協力者、市の３者が協力して対応策を協議、検討していきたいと考えております。また、工期につきましては、従来は３年間を想定しておりましたが、今回、事業協力者から４年間を要するという見込みが示されたところでございます。今後も、建築工事コストの高騰が続いた場合の工期に対

する影響につきましても、非常に想定が困難ではありますが、準備組合と事業協力者、市の3者が協力しまして、予定しているスケジュールどおりに再開発事業が進捗し、令和13年度に事業が完了するよう尽力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それじゃ切替えをお願いします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） 先ほどの案です。次に、デッキがどのように変わるかということで、先日の全協でも御説明ありました。変更前のままですと、抜けた地権者さんの頭上を通ってしまうということで、こちらの新しい形に変更になるようですが、この接続のほう、どのようになるのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。再開発事業の施行予定区域が変更をすることとなりましたけれども、デッキを再開発ビルに接続させる方針に変更はございません。理由としましては主に3点ございます。まず、デッキを再開発ビルに接続させることによって、取手駅西口からデッキを通り、デッキから再開発ビル内に整備予定の複合公共施設や商業施設へのアクセスが直接可能となり、利用者の利便性の向上に資することに加えまして、施設の魅力が増加するためでございます。2点目としましては、取手駅西口から再開発区域内を通してウェルネスプラザ方向に抜ける貫通通路が整備されることによって、バリアフリー化された歩行者専用の動線が確保されることになるためでございます。3点目としましては、住宅棟につきましては、駅からデッキ直結のマンションというセールスポイントが非常に重要でありまして、その点が損なわれますと、不動産価値が大きく下がることとなり、住宅棟の保留床価格の下落は、事業の採算性に大きく影響を及ぼす要因となるためでございます。しかしながら、施行予定区域の変更によりまして、デッキの線形や接続位置などにつきましては変更となる予定となっております。従前は、国道6号方向に延伸する予定のデッキ部分から直接、再開発ビルに接続する計画でありましたが、変更後は、より駅の西口に近い既存のデッキ部分から再開発ビルに向けて直接、接続する計画で考えております。デッキの接続部分の具体的な線形や、その接続の位置などにつきましては、今後再開発ビルの施設計画や駅前交通広場の埋設物などとの関係を考慮した橋脚の設置可能な位置、そのような様々な要素を総合的に勘案して決定していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 分かりました。今後ということですね。また、施行予定区域が変更になりまして、再開発事業全体に関する市の負担というのも変わってくると思うんですが、その辺はどのようになるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。再開発事業の概算事業費につきましては、施行予定区域の面積が縮小することとはなりましたが、建築

工事コストが上昇していることを受けまして、約 177 億円から約 187 億円に増額となる見込みとなっております。しかしながら、市から組合に対する補助金額につきましては、現時点におきましては特に増額の予定とはしておりません。なお補助金につきましては、国庫補助金を有効活用するなどしまして、市の持ち出しを極力少なくしていくよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今のところ持ち出しが増えるということはないということなんですけども。もう一つ、複合公共施設の整備費用というのがございまして、こちらは確実に上がるのかなと思うんですが、そちらのほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。組合施行の再開発事業におきましては、事業費は国や市からの補助金以外の部分につきましては、基本的には床ですね——保留床を売却した額で賄う仕組みとなっております。そのため、再開発事業の総事業費が上昇すれば、それを賄うための保留床の処分単価も高くなるのが一般的でございます。複合公共施設の想定事業費につきましては、再開発事業全体の総事業費が上昇したことにより、それに対応して保留床の単価が上昇することが想定されることから、市の保留床の購入金額も上昇することが見込まれることを勘案しまして、変更前は 43 億円から 48 億円としていたところが、変更後は 1 億円増額をし、44 億円から 49 億円と見込んでいるところでございます。もっとも、この額は現時点における想定額でございますので、今後行います具体的な検討作業のプロセスにおいて変更となる可能性がございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ちょっと幅がありますけども、この金額の中に国等の補助金というのはどのくらい入るものなのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。複合公共施設の整備費に伴います国からの補助金につきましては、補助対象事業費の 2 分の 1 が国から補助が交付されるという見込みでありますので、おおむね半分程度というふうに御理解いただければと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、取手市は 40 億円のうちの——要は 44 億円のうちの半分だから、22 億円ぐらいから 25 億円ぐらいの持ち出しがあるということですね。分かりました。

それで、複合公共施設の基本計画というのを立てるようなんですが、先日、説明いただきました資料によりますと、これ非常に何かすごいタイトな計画になっておりまして、これで市民の意見を聴くという時間があまりないような気がするんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。今回9月議会に補正予算として計上させていただきました、取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設の基本計画策定等支援業務委託でございますが、その中の業務としまして、市民の皆さんからの意見聴取を想定をしてございます。この基本計画の策定につきましては、公募型プロポーザルを実施して業者を選定したいというふうに考えておりまして、その選定作業を――予算を議決いただければ、12月上旬から2月下旬までに業者を選定しまして、令和8年の3月頃から実際の検討業務に着手していきたいというふうに考えております。今のところの工期としましては、令和8年11月頃までの基本計画の策定ということで工期を考えてございまして、まず3月の業務のスタートに当たりまして、最初に市民の皆さんから意見を伺うような、例えば市民アンケートやワークショップの開催を予定しておりまして、そこでしっかり丁寧に時間をかけて御意見をいただくということを想定しておりますので、しっかり市民の皆さんの意見はお聴きしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） その辺、丁寧にやっていただきたいなというふうに思っております。

それでは次に、桑原のほうに移りたいと思います。業務代行者を令和7年度中に選定するというスケジュールですが、これちょっと、やはりこれもタイトかなと思ひまして。これに対しては課題等はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。この事業推進体制を業務代行方式へ切り替えるかにつきましては、現時点において事務組合において意思決定されたものではございませんけれども、実現可能性や、業務代行契約を行う際の条件などを把握するために、準備組合におきまして、業務代行候補者に対しまして、ヒアリング調査を今現在、行っているところでございます。ヒアリングの先といたしましては、平成29年度に取手市において行いました事業協力者公募の際に、桑原地区の開発に興味を示していた企業のほか、現在準備組合にて発注しております区画整理コンサルからの紹介、近隣の事例、茨城県などへの相談を踏まえまして、ゼネコンをはじめとした複数の民間企業にお声がけをしているという状況でございます。年内には公募要項を作成いたしまして、準備組合の総会議決を経た後に、年明け早々には業務代行者公募の告知を行って、年度内に業務代行者の選定に至りたいと考えているところでございます。この業務代行者選定に係る想定スケジュールにつきましては、候補者ヒアリングにおきまして、社内調整に要する期間などについても確認を行ひまして、その内容によっては多少前後することもございますけれども、できるだけ早期に準備組合が意思決定及び事業推進体制の切替えができるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今度、業務代行方式に変わるということで、これによって取手

市から新たな持ち出しというのはあるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。業務代行方式になることによる新たな市の持ち出しについては、基本的にはないものと考えております。業務代行方式を採用した準備組合におきましては、本組合設立前の作業についても、業務代行者が立替え払いを行うことが一般的でございます。一方で、御質問の新たな持ち出しではございませんが、現在、準備組合に対して調査設計費や、準備組合運営費を支出している根拠となっております市の助成要綱では、組合設立認可に必要な事業計画案の作成等に必要な費用を助成できる仕組みとなっております。準備組合の段階の助成要綱に基づく市の助成については、業務代行者と協議することを今後想定しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今までの事業協力者はそのままいて、それで、なおかつ業務代行者を選ぶということになるわけですね。そうしますと、この関係性はどのようになっていくのかお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） 染谷議員の御質問にお答えいたします。このたびの事業協力者からの御提案の中では、準備組合において、業務代行者を新たに推進体制に加え、業務代行者が地区全体の土地利用を主導し、イオンは一土地利用者として業務代行者の傘下に位置づけられるようなイメージの事業推進体制が提案をされました。また、現在は準備組合、事業協力者、取手市の3者において役割分担を示した覚書を締結しておりますので、事業推進体制の変更とあわせて、覚書の取扱いについても整理する必要があるものと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今度の一番大切なことは、もう南側はイオンさんが使いたいということを言われてまして、北側をどうするかという大きな課題があって、そこにどういうものを呼び込むかという必要性が生じてきているところなんです。何となく今までの御説明をお聞きますと、今回の業務代行者にあまりにも任せ過ぎてないか、取手市としてどういうものが欲しいんだ、こういうときにはこういうものを造りたいという、そういう意思等はどうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。杉山議員への答弁と一部重複しますが、桑原地区のまちづくりの方針としましては、平成 29 年度に地権者の皆様と作成した桑原周辺地区土地利用基本構想において、広域圏を対象とした新たな都市型交流拠点創造のため、商業・業務系施設を大街区で配置するものと定めており、この目標について業務代行方式となったとしても、何ら変更があるものではございません。事業協力者の商業施設と相乗効果をもたらすような施設による土地利用が、準備組合・事業協力者・取手市の3者が望む土地利用であり、例えば製造業や物流業といった業種を誘致したとしても、

商業機能や工場見学といったにぎわい創出機能を併設することで、基本構想の目的に沿った柔軟で複合的な土地利用が図られることが期待されます。なお、業務代行方式の場合、土地利用者の誘致や自社活用を業務代行者が担う形とはなりますが、あくまでも決定権は地権者である組合にあります。業務代行者の公募に当たっては、地区全体の土地利用のイメージ図を御提案いただき、準備組合における審査対象とすることを想定しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 分かりました。いろいろな提案がいろんな人からあると思うんですけど、私から一つ。その北側なんですけども、集客が非常に期待できるスポーツ施設など、そういうものを造ってはいかがと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。先ほど御答弁いたしましたとおり、桑原地区のまちづくりでは、広域圏を対象とした新たな都市型交流拠点の創造を目標としており、にぎわいづくりの具体的な機能については、スポーツ施設を含む多様な可能性を業務代行者と協議を重ねながら具体化していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 昨日の一般質問、長塚議員からもありました。グリスポを核にしたスポーツを拡大してはどうかというのがございました。例えば、私も行ったことがありますグリーンドーム前橋——競輪場ですけども、そこは競輪だけじゃなくて、1999 年には世界室内陸上をやったりとか、メインアリーナがあって2万人ぐらいの観客が動員できてコンサートができたりとかします。あと今、千葉に新しくできましたTIPSTAR DOME CHIBA——千葉競輪場ですね。そこは成人式やったりとか、eスポーツやったりとか、もちろん国際自転車競技やったりとか、陸上のランニングとか3人制バスケットやったりとかいろいろ使える施設——アリーナみたいなものを造っていただければ、年中使えて非常にいいんじゃないか、そしてホテルなんかできれば非常に国際大会なんかもできるというふう思うんですが。いろいろ考えていただいて、ただ物流倉庫が入ってきてもなあというのがありますし、大きなイオンができるんで、商業施設、そこにまた必要かみたいな意見もいろいろあると思うんですね。にぎわいを呼べるような、そのような施設を造っていただきたいと思っております。あと、今後のスケジュールについて、お伺いしておきます。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。業務代行者の選定スケジュールにつきましては先ほど御答弁したとおりでございますが、令和7年度中に業務代行者の選定に至った場合、これまで説明してまいりました、令和10年度から令和13年度にかけて順次、建築着工が可能となる工程のほうには遅延は生じないものと期待しております。理由といたしましては、これまでの作業手順としては、本組合設立後に土地区画整理事業の実施設計や換地設計を行う想定でしたが、業務代行方式となった場合、設立後に行う想定だったこれらの設計業務を業務代行者の立て替えによって組合設立前に着手可能であることによ

るものでございます。また、民間企業であるゼネコンなどの業務代行者からの観点といたしましては、事業期間が長期化することは収支の悪化につながるため、事業の早期着手・早期完了を目指すこととなります。なお、都市計画決定のスケジュールにつきましては、区画整理事業の手続と両輪で進めていくことになりますので、準備組合において業務代行方式の切替えについて意思決定がなされれば、業務代行者との協議の上で進めていくことを想定しております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、補助金についてお伺いいたしまして、各種補助金あると思いますけど、どういうものを想定しているかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。まず補助金——国庫補助金についての想定でございますが、道路や下水道・公園といった公共施設に対する活用を検討しております。補助メニューや年度ごとの重点配分、内示率など、まだ変動要素がありますので、確定的なものを申し上げられる時期ではございませんが、おおむね対象事業の2分の1が国庫補助の対象となり、残る部分については市の負担となるものでございます。なお、市の負担分については、地方債を活用し市の財政負担の軽減を図ることを想定しております。また次に、市からの補助金につきましては、市の助成要綱に基づきまして、調整池に対する用地費や道路に係る一定基準を超える幅員部分の用地費を補助する想定となっております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） まだ計画が固まってないので何とも言えないですけども、市の補助金というのは、最大見るとどのくらいかかると想定できるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、現段階まだ変動要素のほうが重なっておりますので明確な金額については申し上げられませんが、金額が固まり次第、恐らく業務代行者との協議も含めて、そういった決まった段階では速やかに御報告をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、ここ開発して最大のところが税収がかなり上がってくるのではないかとということが想定されておりますけども、その税収の見込みについてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。将来の税収増につきましては、土地利用が確定していないことから概算ではございますけれども、土地に係る固定資産税・都市計画税でおおよそ2億円強になるものと見込んでおります。

〔チャイム音〕

○都市整備部長（浅野和生君） そのほかの市税といたしまして、建物や償却資産に係る固定資産税や新たな企業立地や雇用創出に係る住民税・法人市民税につきましては試算が

難しいため、現段階でお答えすることは難しいものとして御了承いただければと存じます。なお、将来の税収増について答弁させていただきましたけれども、当事業の目的としましては、あくまでも活力創造拠点の整備によって、市民生活の利便性向上のみならず、雇用の創出、若者世代の定住化を促進し、地域経済の活性化や周囲への波及効果を促すものでございます。引き続き準備組合と協働いたしまして、事業の実現に向けて進んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） もちろんそうですけども、ここで税収が上がってくれば、いろいろな事業に充てられるということもありますので、しっかりその辺もやっていただきたいなと思っております。

最後に、どうか事業がちゃんと進むように——非常に先ほど、進んでると言ったら、そうじゃないみたいな声が議場のほうから上がっておりますけれども、市民の目に見える形で進むようにしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

13 時 10 分まで休憩いたします。

午後 0 時 08 分休憩

午後 1 時 10 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、飯竹教育部長より発言を求められていますので、これを許します。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 午後初めの貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。先ほど染谷議員のことも朝食堂の質問への答弁の中で、泉佐野市では今年度 9,700 円余りと発言しましたが、正しくは 9,700 万円でございました。訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

一般質問を続けます。

続いて、古谷貴子さん。

〔4 番 古谷貴子君登壇〕

○4 番（古谷貴子君） 皆様、こんにちは。公明党の古谷貴子です。今日は公明党が 3 人固まっております、3 番目の質問になります。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問は、1 つ目にスクールガードの強化について。2 つ目に、高齢者の見守りについて。3 つ目に、災害への備えについて質問させていただきます。まず 1 つ目ですが、スクールガードの強化についてです。最初に、日頃より子どもたちの安心安全な通学路確保のために御尽力いただいているスクールガードの皆様に、心から感謝を申し上げます。3 月定例会におきましても鈴木議員より、また 6 月総務文教委員会にても様々な質問やスクールガードの成り立ちなど、またそれに対する答弁も詳しくいただいたところではありますが、地域の自治会の方から、スクールガードの成り手がなかなかいらない、市全体で取り組んでほしいとのお声をいただき重ねての質問になりますが、現

在のスクールガードの体制について、お伺いいたします。

〔4番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） それでは、古谷議員の御質問に答弁させていただきます。まずは改めまして、スクールガードとして子どもたちの安全確保に御尽力いただいている皆様方に、心より御礼を申し上げたいと思います。議場の議員の皆様の中にも、御協力いただいている方、多数いらっしゃると思いますが、本当にありがとうございます。多くのスクールガードの皆様がボランティアを始められるきっかけが、定年退職を迎えられて地域のためという方が多い状況ではあります。一方、昨今では定年延長でありますとか、高齢になっても長く働き続けようという方が増えていることもありまして、ボランティアの成り手が大変少なくなっているところでございます。また、この夏なども、本当に異常な暑さの中で、なかなかこういう暑さ対応ということもあって、ボランティアなかなか難しいという方がいらっしゃることも聞いているところです。教育委員会では、こういった健康のことも踏まえて、実は熱中症にもしかかれてしまったときのための対応をしていただける保険にも——ボランティア保険にも加入していると、そういった状況になっています。今後のこのスクールガードの組織体制の強化あるいは維持なんですけれども、今、全ての学校がコミュニティ・スクールになっておりまして、その運営協議会の中でも度々議論に上がるテーマになっています。コミュニティ・スクールの中では運営協議会と対になる地域運営本部がございまして、そういった体制の中で、スクールガードをどのように強化していくかという話合いが各学校で行われていると、そういった状況になっております。詳細は教育部長より答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 教育長の補足答弁をさせていただきます。スクールガードへの加入は各学校が窓口となっております。教育委員会は学校からの加入者報告を通じて動向を把握しているところです。教育長からありましたとおり、熱中症対応のボランティア保険の加入に加え、学校によっては見守りの場所を分担するなど、限られた人員で効果的に見守りを行っている事例がございまして、また、学校のカリキュラム・マネジメントを活用しまして、学年ごとに分散している下校時刻を調整し、一斉下校の日を増やしている学校もございまして、さらに、学校運営協議会におきましても、この後の成り手不足の解消に関する答弁で担当課長より詳しく答弁を行いますが、スクールガードの人材確保に関しても、様々な取組が展開されているところです。教育委員会としましても、スクールガードの活動に対して、引き続きサポートを行ってまいりたいと思っております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。スクールガードの皆様の活動に備え、熱

中症対応のボランティア保険にも加入されたと伺い、酷暑の中の活動に感謝するとともに、市の対応にも感謝申し上げます。2つ目の安心安全な下校体制づくりですが、最近では、イノシシが堂々と歩道を歩いている姿を見かけます。また、昨年10月末頃から11月初め頃にかけて、スズメバチも数か所で目撃され、巣のあるところで数人の子どもたちが立往生していたこともありました。近所の方が通りかかって、車に乗せてその場所を通り過ぎたと伺っております。野生動物の対応など、どのようになっているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。教育委員会では、イノシシやスズメバチなど——最近ではセアカゴケグモが発生したりしておりました。そういった場合、児童に被害が及びそうな生物の情報、こういったものを確認した際に、目撃場所を学区とする学校に対して、その都度、情報を伝達して児童生徒の安全指導をお願いしております。あわせて、学校通じてスクールガードとの情報共有を行い、下校時の見守りの強化を依頼しております。これに加え、教育委員会から市立小中学校の保護者に対して、保護者連絡システムを通じて目撃情報を周知するとともに、これらの生物を目撃した際の注意点についてお知らせをしているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 様々な野生動物が横行しておりますので、ぜひ目配せをして気をつけていていただきたいと思います。ありがとうございます。今、子どもたちも、交通规则を含め、危険箇所——動物が出たり、野生動物またスズメバチ等が発生したときに、子どもたち自らがハザードマップなどの活用が取組をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。地図を使用した取組につきましては、タブレットにインストールされた地図アプリを用いて、通学路上で自身が危険だと感じる場所にピンを置いて視覚的に認識する作業をすることで、児童が登下校の際に危険箇所に注意を払うことができるよう意識づけをしている取組を行っている次第でございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今のお子さんたちはタブレット等、上手に使いこなせていると思いますので、そういう部分で安心安全な登下校を推進してまいりたいと思います。

3つ目の成り手不足を解消するにはということで、3月の鈴木議員の一般質問以降で、学校運営協議会などではどのような取組をなされたのでしょうか。これに対する進捗状況や、また改正された部分があればお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） お答えいたします。学校運営協議会におきましても、登下校時の見守りは課題であると認識しておりまして、その課題解決に向けて、昨年度までに全校で設置した協議会にて様々な議論や取組が行われております。令和7年第1回市議会定例会の鈴木議員の一般質問にて、久賀小学校のサポーター組織である、久賀小応援サ

ポーター、通称KOSを御紹介させていただいたところでございます。今年度に入りまして、その他の学校でもサポーターに関する取組が行われております。例えば、桜が丘小では、これまで地域の皆さんが自発的に子どもたちの見守りを担っていた時期がございました。今年度に入りまして、学校運営協議会の中で熟議を重ねた結果、STパトロール隊というサポート組織を立ち上げたということです。STのSは桜が丘、Tは高須から取っているということでございます。地域内の子どもたちの見守りに当たっていただいているということでございます。また取手西小でも、学校運営協議会の熟議の中で、安全指導支援を重要視しております。現在、取手西小では、各町内会単位でボランティアの皆様がスクールガードを行っていただいていると伺っております。一方で、コミュニティ・スクールの取組で、地域学校協働活動を行うための新しい組織、**取西？西小？**スマイルサポーターが立ち上がっております。様々な主体の皆様に、こういったサポーターに加入いただくことを勧め、より組織的に登下校の見守りを行うという取組が各校で始まっております。このように地域の様々な主体による新たな組織の立ち上がり、スクールガードの持続的、安定的な活動に寄与するものと考えております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。様々な取組、ありがとうございます。スクールガードの成り手が少なくなる中で、今現在、ながら見守りを登録制にしている自治体もあるようです。ながら見守りとは、通勤や買物、散歩、ウォーキングなどをしながら、防犯意識を持って地域や子どもたちを見守る活動と聞いています。取手市としてのながら見守りなどの状況はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。まず、児童生徒の見守り活動としましては、スクールガードをはじめとする学校ボランティアや、PTAと連携した立哨や見守り、青色防犯パトロールの実施がございます。また、下校時に流れる防災無線での見守り放送や、市職員向けに通勤や公務で移動する際に防犯の視点を持って児童生徒を見守る、ながら見守りの協力依頼。市民の皆様に対しましても、ホームページ上において買物や散歩時のながら見守りを依頼するなど、児童生徒の登下校時の安全確保に努めているところでございます。ながら見守りは、活動を難しく考えず、日頃の意識を少しだけ子どもに向け、日常の行動の延長として活動を行っていただければと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 意識を持って子どもたちの安心安全な登下校の見守り、本当に大切なことだと思います。これからさらに見守り体制の強化をよろしくお願いいたします。以上で、この質問は終わります。

2つ目の高齢者の見守りについて質問をさせていただきます。最近なんですけれども、「取手市では、高齢者の見守りとして乳酸菌飲料の配付は行っていないのですか」と御質問をいただきました。「いや、配ってますよ」とお答えはしたんですけれども、市としても様々な高齢者の見守り事業を展開されていると思います。その事業の中で、乳酸菌飲料の配付事業の対象者はとても少ないのではないかと思います。そのような中でこの事業を

実施されている意義と現状をお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。高齢化社会を迎えまして、取手市におきましても高齢化は進んでおります。そのような中、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となりました2025年を迎えまして、令和7年7月1日現在で高齢化率は34.63%と昨年より0.07%減とはなっておりますが、後期高齢者の割合は21.57%と昨年より0.82%の増となっております。このように後期高齢者の増加によりまして、認知症等で支援を必要とする高齢者が増加し、高齢者の見守りが必要とされております。そのような中ですが、取手市におきましては、見守り事業といたしまして、突発的な急病や事故・災害等の緊急事態への備えに緊急通報装置を貸与する緊急通報システム事業、身体的な理由から毎日の調理や買物が困難な方に対して、夕食としてお弁当を届けながら安否確認を行います配食サービス事業、地域包括支援センター職員からの週1回から2回の架電によりまして高齢者の様子を伺いますあんしんコール、また認知症の症状がある方や高齢者で見守りの必要のある方に、登録番号の入ったキーホルダー及びステッカーを配付することで徘徊時や緊急時に迅速に身元確認をすることができる高齢者見守りキーホルダー・ステッカー事業など、それぞれ対象となる方の状況に合わせた様々な事業を展開しております。見守り事業の一つといたしまして、御質問いただいております乳酸菌飲料を配付する事業ですが、こちらは愛の定期便事業となります。愛の定期便事業は、65歳以上で介護保険等の公的なサービスを使用していない方で、虚弱で閉じ籠もりがちで孤立した独り暮らしの高齢者の方を対象としておりまして、最大で週3回高齢者宅を訪問し、手渡しで乳酸菌飲料を無料配付しております。これによりまして、安否の確認及び健康の保持、孤独感の解消などを図っている、このような事業となっております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 市としましても段階的にその方に合わせた見守りをさせていただいていることがよく分かりました。それでは、見守り事業の令和6年度利用状況について伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。緊急通報サービスの設置状況は484台、配食サービス事業の利用人数が112名で、延べ配食数が1万7,034食で週3日以上利用されている方が多い状況です。あんしんコール事業の利用は8人、高齢者見守りキーホルダー・ステッカーは224人登録されています。御質問の愛の定期便は20名の方に御利用されています。利用者の過半数が週3回利用している状態で、人数としましては、ほかの事業と比較して少ないように思われますが、この事業では、介護保険事業や他の見守り事業には該当しない方を対象としています。介護サービスをはじめとする何らかの公的サービスを受けている高齢者は、現状受けているサービスから把握することがで

き、現況の変化や——変化なども分かることから、何かあった際には、ほかの公的サービスにつながることが比較的スムーズなのですが、市とつながりのない高齢者は、現状や状況の変化が分かりにくく、また、本人から行政に対してのアクションがすぐに起こせない方もいらっしゃると思います。そのような方々を対象に、愛の定期便を実施することによって、安否の確認及び健康の保持、孤独感の解消はもちろんのこと、何か変化があった際にはすぐに行政が関わるができる状況をつくることも目的としています。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君） ありがとうございます。高齢者の見守りは、本当に難しい問題も数多くあると思います。様々な角度から様々な事業で支援していただいていることがよく分かりました。しかしながら、御家族や御本人にとって、なかなかその情報をキャッチできないのが現状ではないかと思います。この周知方法としてはどのような状況でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。周知方法につきましては、高齢福祉課窓口や電話による本人及び家族からの相談や、地域包括支援センター及び民生委員への相談や、高齢者訪問をした際に周知し利用につなげたり、今後に備えての情報の提供を行っております。また、出前講座など市民に対し市の見守り事業を紹介し、事業の認知度の向上も図っております。高齢者の中には、ＳＯＳが出せなくても支援を必要とする方が多くいらっしゃいます。見守りが必要な方を見つけることも、見守り活動の大きな役割の一つとなるため、今後も見守り事業を窓口や広報・ホームページなど様々な形で周知を行い、高齢者が抱える孤独感の解消を図りながら、必要な福祉サービスの提供につなげていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君） 周知も多くの方に分かりやすく、対象者の方に情報発信をこれからお願いしたいと思います。それでは、愛の定期便乳酸菌飲料の配付は、少ない対象者ではあるものの、公的サービスの対象となっていない方を見守るための重要な事業であることも理解できました。それでは、この愛の定期便、この事業を利用する場合には、どのようにすればよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。この事業を希望する場合は、本人または本人の意思に沿って、その家族が高齢福祉課や藤代窓口などで回数や曜日などの希望を聞き、申請を受け、その後、市担当者が自宅を訪問し、生活状況などを調査した上で決定する流れとなっております。窓口まで来所できない場合などは、地域包括支援センターが訪問し、申請の支援を行っております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君） ありがとうございます。最後になりますが、今後の見守り体制についてお伺いいたします。取手市においても、様々な角度から見守り事業を実施されていることが、これまでの御答弁で改めて理解することができました。様々な事業の展開の中、さきの９月１日号の広報とりでにも本当に詳しく掲載をされておりました、取手市高齢者

等見守りネットワーク事業について、詳しくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えします。取手市においても高齢社会が進み、それに伴い、認知症高齢者の増加が見られる地域で安心して暮らすための支援が重要となっております。令和7年2月の定例会にお——第2回の定例会においても答弁させていただき、9月1日号の広報の特集でお知らせしたところではありますが、今年度より新たに取手市高齢者見守りネットワーク事業に取り組んでおります。この事業は、市地域包括支援センター、市内の参画事業者、関係機関、地域住民が連携し、市内の高齢者などの地域全体を見守る仕組みとなっております。また、提供された情報により、支援や福祉サービスの利用につなげていきます。今後の取手市高齢者見守りネットワーク事業の展開として、事業賛同者を拡大するとともに、郵便局や銀行、コンビニなど、高齢者への見守りに関する協定締結事業者にも見守りのネットワークに参加していただけるように呼びかけていきながら、ネットワーク型の見守り体制の構築をしていきたいと考えております。高齢化が進む中ではありますが、様々な事業を展開しながら、引き続き高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市としてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 身近なところでも高齢化が本当に進んでおります。ますます重要な事業だと感じました。今後も様々な角度から事業の展開をよろしくをお願いいたします。以上で、この質問を終わります。

3つ目の質問です。災害への備えについてお伺いいたします。公明党としましても以前に質問させていただいたと思いますが、災害が頻繁に起きている昨今、避難所の安心な暮らしを支える災害用バンダナの導入についてお伺いいたします。災害用バンダナは全国的にも今普及が進み、活用が進んでいるところでもあります。以前にも質問させていただいた、その後の導入への取組の状況についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの古谷議員の御質問に答弁させていただきます。今回の御質問ですが、議員に御説明いただきましたように、以前の議会にも取り上げていただきました避難所における視覚障がい者、聴覚障がい者などへの合理的配慮に対応する災害用バンダナの導入の御提案であると理解しております。この災害用バンダナの導入目的につきましては、災害時、避難所で生活する際に支援が必要な視覚や聴覚に障がいのある方がバンダナを身につけることで、支援する側がスムーズに支援につなげることを目的として理解しております。当時の福祉部長の答弁の中では、避難所において支援する側が障がいのある方を確認できる状況をつくっていくことも必要であると認識しており、導入については、防災担当課と検討しているところだと答弁いたしました。市といたしましては、これまでも避難所での障がい者支援について、防災担当課をはじめ、市内の避難所運営担当部署でのやり取り検討や、とりで障害者協働支援ネットワークからも、避難

所運営についてのいろいろな御意見をいただきながら検討を行っているところです。災害用バンダナの導入につきましては、主に障害福祉課におきまして検討しているところですが、安全安心対策課とも連携を行ってきたところです。検討の内容などにつきまして、担当課長のほうから御説明させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） 災害用バンダナの導入検討について御説明いたします。検討では、様々な障がいの種類がある中で、バンダナを身につけることにより、災害時に避難所内や避難中において配慮が必要な人がここにいるという、周知の面で効果が期待されると確認しているところでございます。導入を進める場合の課題としまして、視覚・聴覚障がい以外の周囲から確認しにくい障がいに対しても併せて検討を行いました。バンダナの色は何種類必要になるのか、各障がいの種類別にバンダナを作るとなると、避難所内の混乱を招きスムーズに必要な支援につながらないとの考えもございました。実際に避難所等で、現場に必要な支援を行うためには何の障がいがあって、どんな状態で、必要とする支援は何かなど、本人に確認しなければ分からない部分が多いので、聞き取りや声かけが重要であるというような趣旨の御意見も市内の障がい者支援団体からいただいているところでございます。また、障がいがあることを周囲に知られたくないという方も、一定数おられることを想定しているところでございます。市としましては、避難所生活も含めまして、避難——災害時には全ての障がい者に必要な支援を提供したいと考えておりまして、視覚・聴覚障がいだけでなく、肢体・内部障がいなどの身体障がいのほかにも、精神障がい、知的障がいとあり、必要とする支援の内容も様々であることから、さらに、避難所内での合理的配慮の提供、支援内容について検討が必要と考えております。また、避難所での受付時やその後の避難所従事者と避難者で必要な情報をどのように共有するかが大切であると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。状況は分かりました。では、バンダナ以外でも避難所内での支援につなげるために様々なツールがあるかと思います。それらも含めて御検討いただければと思います。また、避難所での支援はもちろんですが、障がい者支援などにも欠かせない——今現在持ってらっしゃる方も多いと思いますヘルプマークやヘルプカードの普及啓発も重要と考えます。現在市内ではどれくらいの方がヘルプマークやヘルプカードを利用されているのか、その利用状況と今後の普及啓発の取組について伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。議員ご説明のとおり、スムーズな障がい者支援につなげるための方策、方法としまして、御提案いただいておりますビブスやバンダナ等の避難者が身につけるもので導入も——身につけるものとして有効な方法として検討しながら、避難所で緊急的な支援として、目が不自由な方が使用する白杖などの日常生活使用備品の貸出しの検討も始めたところでございます。さらに、避難所の受付時の

詳細な聞き取りと体制の整備など、避難所の運営方法や施設の環境整備と合理的配慮により様々な支援につなげる方法もあると考えておりますので、その中でより有効な方法を検討し導入してまいります。

また、ヘルプマーク・ヘルプカードの重要性についての御説明がありました。ヘルプマーク・ヘルプカードの配付状況についてでございます。ヘルプマークの配付数は年間に約280個でございます。紛失等で再配付もありまして、年間の新規配付数は約250個程度と考えております。取手市で配付を始めた令和3年9月から令和6年度末までの配付数は941個でございます。続いて、ヘルプカードの配付数は年間に約25枚で、ほとんどが新規配付でございます。平成29年度から令和6年度までの配付枚数は224枚という状況でございます。ヘルプマークにつきましては、既に多くの方に活用していただいております。ヘルプマークの装着は周囲の方に何らかの配慮が必要であることを知らせるものでございます。最近では、電車内でもバッグなどに装着しまして活用されている方を見かけるようになりました。そして、ヘルプカードは緊急時や困ったときに、どんな支援が必要なのかを記載されているカードでございます。両方ともに避難時や避難所生活においても必要な支援につなげるために、大変重要な役割を持っていると考えておりますので、障がいの有無に関係なく、今後も普及啓発に努めてまいります。今後も避難所における障がい者への合理的配慮と支援について、取組事例なども参考に障がい者支援団体の意見もいただきながら、安全安心対策課と連携し、様々な視点で検討を行い、スムーズな支援につなげてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変詳細な説明ありがとうございました。特にそういうカードを持ってらっしゃるような方は、日頃でも不安なところ、避難所での生活は特に不安になると思います。バンダナやヘルプマーク、ヘルプカードを推奨していただきまして、少しでも安心な生活ができるような推進をよろしくお願いいたします。

最後に、避難所内のトイレにトイレ用サポート手すりの導入についてお伺いいたします。先ほども久保田議員からありましたが、取手市としましては、いち早くトイレトラックの導入をされていますが、やはり水があれば避難所内のトイレの利用も多いかと思います。立ち上がりが困難であったり、膝、腰が悪かったり、トイレに手すり一つあれば、本当に安心してトイレに行くことができると思います。そこで、市内避難所におけるトイレ用サポート手すりの整備状況についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えいたします。取手市では、避難所開設時におけますトイレの利用につきまして、先ほど断水というお話がありましたが、断水時などを除きまして、基本的に避難所施設に付随する既存のトイレを利用することを想定してございます。そのような中で、現在取手市の指定避難所におけるトイレ施設において、トイレのサポート用手すりが設置されている施設は、現時点の調査では——多目的トイレの整

備も含んでいるんですけども、全部で 22 施設となっている状況でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4 番（古谷貴子君） ありがとうございます。手すりが整備されていない避難所へのトイレ用サポート手すりの導入について、今後の推進状況について伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。トイレ用サポート手すりの設置につきましては、災害時において、高齢者や障がい者など不特定多数の方の利用を考慮した整備として有効であると考えてございます。また、手すりの種類につきましても、取付工事の不要な簡易的なものもございますので、避難所としての機能向上に向け、今後、設置方法なども含め、施設管理者と協議を行ってまいりたいと考えてございます。さらに、他自治体におきましては、災害時の福祉用具の提供に関する協定なんかも行っている例もございますので、こうした取組も参考にしながら避難所環境の改善に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4 番（古谷貴子君） よろしく願いいたします。まだ整備されていない避難所の整備推進をよろしく願いいたします。また、先ほどのバンダナやトイレ用サポート手すり以外も、様々な避難用品の拡充をお願いいたします。先日私が一般質問させていただいた妊産婦用のセットもとてもすばらしいもので、これから数もそろっていくとのことでした。本当に一つ一つ、今どこでどんな災害が起こるか分かりませんので、とにかくいろいろな備品の拡充をお願いします。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

続いて、関川 翔君。

〔11 番 関川 翔君登壇〕

○11 番（関川 翔君） 会派みらい、関川 翔です。通告に従い質問を始めさせていただきますが、今回私、項目が 1 つしかございませんので 15 分程度で終わるかと思います。加増議員、すぐ行けるように準備をお願いします。今回は、2002 年からこれまで財団法人ハーモニセンター、また小貝川プロジェクト 21 が中心となり活動してきました小貝川三次元プロジェクトについて、質問をしてまいりたいと思います。私自身も福祉厚生常任委員会の委員長を務めていた頃に個人的に視察をさせていただき、実際に施設も見学させてもらったり、乗馬体験やカヌー体験もよく目にしておりました。また、市外・県外から子ども会などの団体さんが体験に来ていたこともあり、私自身も東京都の知人から、子ども会で伺いたいという御依頼をいただいたこともあり、それ以降、頻繁に利用していると伺っておりました。そういった中で、本事業が本年度で終了すると伺いました。実際に体験に参加していた市内外の子どもたちや保護者の方からも、「残念に思っている。事業を継続してほしい」などの声も伺っておるところでございます。今日は、本事業の発足に至った経緯から現在まで、そして今後について伺いたいと思います。まずは、事業の概要や経緯をお伺いさせていただきます。

〔11 番 関川 翔君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの議員の御質問に御答弁いたします。小貝川三次元プロジェクトですが、平成 11 年に小貝川の自然環境を活用した交流活動イベントとしてスタートした事業となります。その後、平成 13 年には馬房が設置されるとともに、プロジェクトの拠点となる建物として、小貝川生き生きクラブが着工され、平成 14 年より供用されました。また、同年より N P O 小貝川プロジェクト 21 に管理運営を委託しております。その後、管理運営を公益財団法人ハーモニセンターに委託し、現在まで続いております。当プロジェクトは、小貝川の豊かな自然環境の下、陸・水・空の三要素を活用し、人々の交流及び相互理解に資することを目的としております。これまで 20 年以上にわたり市内外の多くの皆様に親しまれてきており、特にポニー牧場は、直接ポニーと触れ合える施設が近隣にも少ないことから貴重な体験の場となっている、このように認識しております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。20 年以上、市内外の皆様に御利用いただいているとのことでしたが、私は県南水防組合の議員のため、定例会のときなどによく防災センターに伺うと、ここで小貝川の河川敷などで乗馬体験を行っている、うれしそうな子どもの様子をよく見かけることがあります。やはり答弁にもありましたが、乗馬体験ができる機会というのは限られていますので、わざわざ市外・県外から取手市まで足を運ぶ方もいらっしゃるんだと思います。それでは、年間どれぐらいの利用があったのか、お伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。幅広い事業を展開していますが、令和 6 年度の主な事業実績としましては、高齢者を対象にした乗馬教室に 167 人、小中学生を対象にしたポニー教室に 802 人、カヤック教室には 53 人の参加者がそれぞれありました。そのほかイベントへの御参加など、多くの皆様に御利用いただいております。

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。全ての教室を合わせると、年間で 1,022 人が利用していますと。そのほかでもイベント参加が多数とのことでした。この数字を聞く限りでは、これだけの参加者がいる中でなぜ赤字が続いてしまったのか、疑問に思うところもありますが、恐らくほかよりも低価格の設定であったり、人件費や餌の高騰、コロナ禍での運営など、様々な要因があったのだと推測させていただきます。

それでは次に、この事業を運営する上でどういった課題があったのか、お伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。馬房や生き生きクラブに

については、設置から 20 年以上が経過する中で老朽化が進み、老朽化に伴う補修、改修を実施した場合、多額の費用がかかりますが、その費用負担をどうするかという問題もあります。事業を実施していただいているハーモニセンターにおいても、立地などの関係から事業規模を拡大することができず、市からの補助金や委託料をもってしても、毎年赤字運営となっていることが伝えられるなど、幾つかの課題が挙げられています。

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。馬房や建物の老朽化という答弁もありましたが、私もこのたび改めて施設を見に行ってきました。やはり 20 年たっていることから、どちらも相当傷んでいる、これが確認できました。確かに補修や改修となると、それなりの予算がかかってしまうのではないかと感じました。

それでは次に、事業終了に至ってしまった経緯についてお伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。数年前から、市と財団とで、今後の在り方について協議を重ねてまいりましたが、建物の改修、補修が困難なこと、昨今の建築費、工事費、人件費などの高騰により、補修、改修を実施するに当たっての費用負担が市にとってもハーモニセンターにとっても大きな負担になること、事業規模を拡大できないことから採算性の改善が見込めないことなど、様々な理由によって、今年度をもって事業を終了することと結論に達しております。

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。では今年度の状況と、終了ということなんですけれども、年内の予定などあると思いますが、その対応というのはどうされるのか、詳細をお伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。今年度においては、ハーモニセンターより利用者や関係者の方々に、これまでの経緯や、年度いっばいで事業が終了となることをお伝えをしています。今後は、事業の終了とそれに伴う馬房の解体・除去など、原状復帰などについての詳細を詰めていく予定であります。

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。ただいま馬房の解体・除去という答弁がありましたが、これは市が行うものなのか、それとも委託先が行うものなのか、お答えいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えします。馬房については、委託先が原状復帰し市に返還するというようになっており、詳細については、今後詰めていく予定になっております。

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） 分かりました。やはり、あの場所は子どもたちの思い出の地となっていると思いますので、いつの間にか終わっていたということがないように、しっか

り周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、取手市は、こどもまんなか社会を進めている中で、くしくも、このような子どもたちが集う場所がなくなってしまうわけですが、これに対する批判も多くあるかと思います。そういった中で、今後この場所を利用して、何か別の形で子どもたちのためにできる事業などは考えていますでしょうか。今後の予定についてお伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。今後、市としても、どのようなことができるのかについては、多くの皆様のお声や御意見を聴きながら、協議、検討してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） 分かりました。事業系についての御答弁でもありましたが、本事業は、介護予防、多世代交流という目的から発展し、子どもたちの体験の場や大切な居場所になっていると認識させていただきました。冒頭にも申しましたが、私には事業終了に当たり、利用者などから様々な御意見が届いております。市のほうには、利用者などの方々から何か御意見などは届いているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 御答弁いたします。議員のところにも多くの声が届いているということを今お伺いいたしましたが、市のほうにも、様々な方から様々な御意見が届いております。先ほどの担当課長の答弁の繰り返しとはなりますが、多くの皆様のお声や御意見を真摯に受け止め、市として今後どのようなことができるのかにつきましては、庁内全体でしっかりと協議、検討のほうをしまいたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。小貝川三次元プロジェクトは、子どもたちにとって大切な思い出の場所であり、心の居場所でもあったと思われます。その終了に多くの声がかかるのは、それだけ地域に根差した事業だったという証です。こどもまんなか社会を掲げる今だからこそ、この場所の意義を未来につなげる努力が求められていると思われます。市民や利用者とともにクラウドファンディングなどの活用なども含め、柔軟で前向きな検討を強く要望させていただき、時間内で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、関川 翔君の質問を終わります。

続いて、加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。思ったよりも早く進んでしまいまして、えっ、というような受け止めはしてるんですが、まあ頑張っていきたいと思います。まず最初に、通告順に伺うんですが、社会教育施設について伺います。まず1 番目の図書館構想、図書館について伺います。これまで西口開発ビル内の図書館と複合施設を市長部局で検討されてきましたが、図書館は知る権利や学習権を保障する社会教育施設であり、所管される教育委員会の役割は大きいものです。改めて、「図書館とは」から始まり、「役割」「位置

づけ」について、独立行政機関であります教育委員会教育長に伺います。答弁を求めます。

〔24 番 加増充子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、加増議員の御質問に答弁させていただきます。図書館は、教育基本法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地域の教育、文化の向上に寄与する重要な施設として位置づけられております。教育基本法第 10 条では家庭教育、同じく法第 12 条では社会教育の重要性がうたわれており、図書館はその中核を担う機関として、市民に対する生涯学習の機会を提供する役割を果たしております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、図書館は自治体の教育委員会が設置、管理を行い、地域住民の教育水準の向上や文化の振興に貢献することが定められております。具体的には、図書館は情報収集・提供・学習支援・文化活動の促進などを通じて市民の知的欲求に応え、地域社会の発展に寄与するための重要な施設でございます。今後も図書館が多様なニーズに対応し、地域社会の知的基盤としての役割を一層強化していくことが重要と考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） まさにそういう役割は本当に私も存じておりますが、改めて胸に感じるものです。そして図書館は、先ほども部長がおっしゃったように社会教育施設であり、教育機関として位置づけられてもおります。そこで、子どもも大人も民主主義を学び、住民自治を学ぶ場でもあります。図書館の運営はもちろん、施設の整備・充実について、市民と利用者の声を十分に把握し、利用者、市民とともに作り上げていく。こうした徹底した民主主義が図書館運営には必要と考えますが、その点についてはどうでしょうか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君） 加増議員の質問に答弁させていただきます。今日私たちを取り巻く社会は、急速なデジタル化や少子高齢化、地域コミュニティーの変容といった課題に直面しております。その中で図書館に求められている役割は多様化しております。学習や調査の場であると同時に、子どもから高齢者までが安心して集い、世代や立場を超えて交流できる拠点としての姿も重要視されるようになっております。一方で、図書館の基本的な使命である知識と情報へのアクセスを保障し、心を育む読書の機会を広げて、地域の文化を次世代につないでいただくということは、一貫して変わらないと考えております。加増議員のおっしゃるとおり、徹底した民主主義の下、開かれた図書館運営というものを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ここがやっぱり図書館の一番の真髄でもあるし、行政としての

役割だと私も感じております。そうした中で図書館は、本を借りる、椅子とテーブルがあり勉強ができる場所だと、このように認識している方が大方だと思いますが、もちろんそれらも重要な役割ですけれども、図書館の存在はそれだけにとどまりません。子どもから高齢者まで、生きていけばそれぞれ悩みや疑問があり、自分が迷ったとき、困ったときに必要な情報を獲得できる場所が図書館でありますと、このように専門家の方も話されておりますが、図書館法第3条（図書館奉仕）のうちの1つ、時事に関する情報及び参考資料の提供、そして、図書館法第7条の4では、図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するためにあると、情報を提供するというようなことがうたわれておりますが、それがまさにレファレンスサービスだと思いますが、令和6年度の茨城県図書館協会が発行する「茨城の図書館」では、取手図書館——これは取手の図書館、ふじしろ図書館、戸頭の図書室、公民館の図書室含めてなんですけれども、全体の年間レファレンス件数が何と5,462件と伺っております。レファレンスサービスのこうした現状、他の自治体との比較でも随分大きく取手市の活動は大きいものなのですが、教育長の受け止めはどのように受け止めていらっしゃるか伺います。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君） 加増議員の質問に答弁させていただきます。図書館におけるレファレンスサービスは、図書館法第3条に定められております図書館奉仕に含まれる重要なサービスです。図書館奉仕の根幹は、子どもから高齢者まであらゆる市民の方々の知りたい・学びたい・楽しみたいという気持ちに応えることです。レファレンスサービスは、その個々の要望に対して適切な資料や情報を提示して、利用者が必要とする知識への道筋を開く役割を果たしております。レファレンスを通じて利用者は、自ら調べ、考え、学ぶ力を培うことができます。また、インターネットの普及によりまして、情報は容易に得られる一方で、信頼性や正確性の見極めが課題となっております。レファレンスは信頼できる情報源へ利用者を導くことで、情報の格差の是正にも貢献していると考えております。司書が日々行っている調査研究資料の案内や絵本の紹介などの取組は、市民の探究心や生涯学習を支えるとともに、子どもから大人までの幅広い世代に豊かな読書体験を届けております。取手市の図書館の年間レファレンス数につきましては、先ほど加増議員からお話のありましたように、令和5年度が5,462件、令和6年度は5,333件です。図書館が単なる本の貸出し機関にとどまらず、地域社会の知的インフラとしての価値を高められるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今、館長が答弁された内容は、本当に私も、いろんな図書館の館長さんの話とかちょっと勉強させていただいたんですが、岡山県の瀬戸内市民図書館、この館長の話も本にもありましたけれど、住民が暮らしの中でぶつかる疑問や関心を持ち寄り、その解決策を見つけて地域で分かち合う、分け合う、図書館はそんな市民の広場だという位置づけもされております。まさにそのとおりだと思います。それは、やがては地域を育てる大きな役割につながるということも話されております。レファレンスサービス

は本当に図書館の肝とも言える、地域社会の発展のための大きな役割だと改めて感じておりますので、この点についても、これまで県内の図書館の実態から見ても、取手の図書館、地域の方々から愛されて、そこでボランティアの方とかいろんな方と合わせて、図書館の職員の方も一生懸命頑張っている。そこはこのまんま、さらに発展できるように頑張っていたきたいと思いますし、この図書館、改めて取手の財産だということを位置づけていただきたいと思います。

次に、2番目の市民の財産である社会教育施設として、図書館構想・公共施設等総合管理計画について伺います。まず、図書館構想についてなんですが、現在、ふじしろ図書館・取手図書館・戸頭公民館図書室、その他地域の公民館の図書室がありますが、公立図書館は住民の公平な利点の観点から、全ての住民に公平に基本的なサービスを保障する、それが目的です。図書館の在りようが求められています。教育委員会としても図書館構想をしっかりとって、図書館が市民生活の中に生きる場所となるよう求めるものですが、その点については、構想についてはどのようにお持ちでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。図書館では社会教育施設としまして、第四次取手市教育振興基本計画に基づきまして、市民の読書機会の充実と将来を担う子どもたちの読書活動の推進を重点施策に掲げて、市民の読書機会の充実に努める魅力ある図書館を目指しております。また現在、第三次取手市子ども読書活動推進計画に基づきまして、子どもたちの成長過程に合わせた本との出会いをサポートし、市・家庭・地域・学校・関係機関が連携して、全ての子どもたちが主体的に読書に親しめる環境と機会の整備に努めております。具体的な施策としましては、小学校5・6年生向けの子ども司書講座や中高生の職場体験、ボランティアの方々との協働によるブックスタート事業や、おはなし会等により、図書館や本に親しむ機会を提供することで、子どもたちの読書活動の推進に取り組んでいるところでございます。また、図書館の利便性向上を図るため、学校図書館の連携事業「ほんくる」や、電子書籍を読む電子図書館の整備や、インターネット上で図書を予約し、近くの公民館で本を受け取ったり返したりできるようなサービスの充実も図っているところでもございます。各図書館では地域の特色を生かした資料の収集や展示を通じまして、郷土の歴史や文化を広く紹介する取組も行っているところでございます。さらに、図書館まつりでは、子どもから高齢者まで幅広い世代が各種イベントやワークショップ等に参加していただいております、コミュニティーの活性化に努めているところでもございます。今後も図書館サービスの向上に努めるとともに、市民の皆様のニーズを踏まえた柔軟な運営を心がけてまいります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） ここに第四次取手市教育振興基本計画があります。その中にも、将来を担う子どもたちの読書活動の推進ということで、詳しく載せてあります。そして子ども読書活動推進計画、これも、私も見るを見せていただいたんですけども、確かに子どもたちから私たち大人まで、この読書というのが生活の一部でありますし、そこはしか

りと息づいていくように頑張っていたきたいと思いますし、私たち大人もそういうところではしっかり受け止めていきたいと思いますが、だからこそ、こんな図書館って本当に、——何て言うんですか——丁寧に、大事に、さらに発展する、そういう構想をしっかりと教育委員会の中で議論し、今後の取手の図書館ってこうなのよというのをしっかり皆さんに知らせていただきたいと思います。駅前開発に図書館をという安易な考え方だけではなく、よろしくお願いします。

それで、通告の次なんですけれども、取手図書館を廃止するという、令和6年3月15日付、取手市広報に出されました。公共施設総合管理計画の中では、老朽化対策として老朽化対策工事が必要だと、併せてバリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していくとなっておりますが、この検討がなされないまま廃止を考えたのでしょうか、いかがでしょうか。

また、築45年という経過の中で老朽化は避けて通れない問題です。いかに図書館利用者が快適に利用できるか、その対応は待ったなしです。階段よりもエレベーターをという声もなくはありません。現在の図書館を生かした改修も検討すべきではないですか、廃止という拙速な結論じゃなくて。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君） 加増議員の質問に答弁させていただきます。取手図書館の施設の維持管理につきましては、取手市公共施設等総合管理計画における基本理念や基本方針に基づき進めてまいりたいと思います。取手図書館は昭和54年に開館し、昨年45周年を迎えました。ふじしろ図書館は平成15年に開館しまして、22年が経過しております。施設の維持管理手法の区分としましては、取手図書館・ふじしろ図書館は、行政目的に使用される主たる施設として予防保全型に区分されております。耐用年数はいずれも60年で長期的に使用すべき施設であるため、建築40年目で大規模改修、60年目で長寿命化改修が必要になると思われますが、取手図書館は老朽化が進み、現在の建物によるバリアフリー化も困難であることから、標準耐用年数をめどに複合化を含めた施設移転を視野に入れた検討が必要であると考えております。どちらの図書館も、建物の老朽化対策につきましては施設の現状評価を行って、優先度の高いところから改修・修繕の計画を作成し、持続可能な施設運営の実現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 取手市公共施設整備計画の中では、公共施設を全体的には27%の縮減ということがうたわれておりますけれども、だからといって、単純に計算されてなくしていくということでもないと思うんですね。図書館の意義ということを考えれば、もっと検討する余地はいっぱいあると思います。そして今、図書館を利用される方、本当にたくさんいらっしゃいます。既存の取手図書館は、すぐそばに市民会館、福祉会館があり、文教地域のいい場所に立地されています。昔、あそこは取手小学校があったという歴史も伺っております。そうした取手の歴史を感じる、利根川がそばにあり環境に恵まれているなど、こうした声もたくさん寄せられております。新しく駅前に整備していくことを優先させるのではなく、市民の皆さんの思いと、これまでの図書館の歴史が融合できる図書館

を目指していただきたいんですけれども、この歴史ある取手の図書館、これをどのようにしていくのか、その点についてはどう受け止めてますか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 答弁させていただきます。取手駅西口のA街区の再開発ビル
のビル内に、図書館を核とする複合公共施設の整備を今現在検討はしているところでござ
います。図書館は単に本を読むための場所にとらわれず、人が集い、学び合い、交流を生
み出すまちの拠点として、にぎわいの創出に貢献できるものと考えているところでもござ
います。一方で、図書館は社会教育施設として市民の皆様に学びの機会を提供し、子ども
から高齢者まで、あらゆる世代の知的活動を支える役割も担っているところでもございま
す。本来の役割を大切にしつつ、場所の特性を生かした新しい機能を備えるなど、今後皆
さんの御意見などを反映しながら、多くの市民の方々が気軽に利用できる開かれた図書館
の環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 1 番は、図書館を語るには、教育委員会であり、そこで働いて
いる皆さんであり、ボランティアの方、図書館を愛する市民の方、その人たちの意見がし
っかりと出し合える場、話せる場、それをまず保障して図書館を考えていただきたい。ど
こに造るかという単純なものではなく、そういう社会教育施設として一番大事にされてい
る点をどう生かしていくか、そこは十分教育委員会としてもイニシアチブを取って話し合
いを進めていただきたいと思います。私は図書館を造ること——西口の開発になってしま
いますが、図書館を造ることが、イコールいけないという単純な話ではありません。そこ
での十分な話し合いがされないまま事が進んでいくというところが、非常に私は胸が痛んでお
りますので、そういう立場から今日の質問は入れました。本当に取手の歴史がしっかり息
づく図書館にしていきたいと思います。

次に3番目、（3）番なんですが、図書館——公民館の図書室を生かして、地域での本
との関わりを充実させる努力が今必要ではないかと思いますが、この点についても伺いま
す。前にも伺いましたが、図書室を設置している公民館やゆうあいプラザがある。そうし
た中で、子どもたちや地域の方々が身近にもっともっと本の触れ合いができる場、この確
保のために努力をしていただきたいと思います。この図書——公民館の図書室の拡充、
役割ということではどのようにお考えでありましょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） お答えいたします。取手市立公民館は現在、全部で14
館ございます。そのうち、図書室を設置している館が6館、図書コーナーを設置している
館が1館、計7館に図書に親しむための場所が設けられております。この7館のうち、取
手市立図書館の資料を蔵書としているものが、小文間・永山・寺原・戸頭の4館で、戸頭
公民館の図書室には図書館の職員が常駐しております。そのほか、公民館が独自で収集し
ました資料を蔵書としているもの——いわゆる公民館文庫が3館となっております。図書

館資料を蔵書としている館については、定期的に図書館職員が資料の一部入替えを行っており、また公民館ごとの文庫を整備している館については、昔から地域のボランティアの皆さんが資料の管理に携わっていただくなど、地域に根づいた公民館活動の一つとして実施されております。引き続き、公民館を図書館の蔵書の受け取りや返却ができるサービスポイントとして御利用いただきますとともに、独自の文庫活動を行う館についても継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この問題でも、さきに一般質問または討論の中でも私も何回も伺いましたが、図書室が目の前に、公民館の中にあるわけですから、それをいかに有効に活用していくのか、これも大きな課題だと思います。子どもたちに、本が大事ですよ。こういう冊子も出ている中で、いかにこれを拡充させていくか、それが社会教育の一つでもありますので、そこについては本当に努力していただきたい。これからも文庫の方の御意見なども伺いながら、地域に根づく公民館図書室ということで頑張っていたきたいと私は思います。この質問は終わりにします。

次に、井野公民館へのエレベーター設置について伺います。令和5年3月議会で、井野公民館エレベーター設置に関する請願が、改修予定があると趣旨採択になった。こうした記憶はあると思います。皆さんの中にね。今年の予算で改修工事実施設計委託料830万円が計上されております。先日8月21日に公民館利用者の皆さんとエレベーター設置の要望を担当課に届けてまいりました。その内容もお話伺ってまいりました。利用者からは、スリッパを履いて階段を上がるのはとっても滑って怖い。このような声も出されています。また、せっかくスリッパを履いているのに、階段を上るとき、スリッパを手で持って上がっていく、そういう声も伺っております。エレベーターがないのは、2階・3階建ての公民館の中で井野公民館だけです。地域の方々は、公民館が体に負担なく利用できるように願っております。不便を承知しているという答弁ありましたが、そう言うならば設置することをぜひ進めていただきたい、実現させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 答弁させていただきます。取手市井野公民館につきましては、今お話されておりましたエレベーターの設置に関する請願、これ令和3年第1回市議会定例会【「令和3年第1回市議会定例会」を「令和5年第1回市議会定例会」に発言訂正】におきまして趣旨採択されているところでもございます。その際にも、公民館の内部に設置した場合、もしくは公民館の外部に増設した場合、ともに現在の公民館の各部屋の面積を見直して減らさなければならないことについて答弁させていただいております。また、エレベーターの代替となる階段昇降機につきましても、やはりスペースが固定方式などの検討の必要があることを答弁しております。設置後の公民館のレイアウト全体の影響、使用する方の使い勝手、そしてコストなど様々な要素を考えまして、今回の改修工事の一連の設計の中で検討していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 検討をしていくということは、検討ですから、つかないこともあり得るという一部心配あるんですけど、そういうことも含めてなんですか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。申し訳ありません。今の請願のところが、ちょっと言い間違えました。すみません、訂正させていただければと思います。

令和5年第1回市議会定例会の請願の内容でした。このところは訂正させていただきたいと思います。今の——話が戻りまして、エレベーターのつくか、つかないかというところでございますが、いろんなことを含めまして、上下ができる——上下移動ができる施設について、今回の設計の中で検討していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 「上下移動」というのが曖昧なお言葉なんですよ、階段昇降機なのかしらって、あのときも出ました。それは怖くて怖くて駄目だよ。だからエレベーターということを設置する。そのためにどうやって公民館のあの広さを活用していくのか、外部からどういうふうに入るか、それを本当に真剣に——地域の皆さん一番利用が多いところだと思うんです、井野公民館。そういうところで、やっぱり「設置するために努力します」というお答えが欲しかったんですけども、そういう意味合いを含めての受け止めでいいですか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。冒頭に答弁させていただきましたとおり、公民館の内部に設置した場合、もしくは外部に増設した場合、また階段等に階段の昇降機等を設置するような場合もございますし、様々な検討があるかと思います。仕様方法も様々あると思いますので、これらを全て勘案して今回の設計で検討していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 実施設計委託料——業務委託ですから仕様書もあるはずですよ。じゃあ具体的にここにつけますよとなったときの——なったときは、いつ頃をめどに考えているんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。今回の設計につきましては、井野公民館全ての改修工事の実施設計ということになっておりますので、特段そのエレベーターに特化した実施設計ではございませんので、こちらの全体的な設計につきましては、工期としましては令和8年3月25日までの工期となっております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 確かに改修工事の実施設計ですから、全体の改修工事は分かります。でも、その中のエレベーターについては趣旨採択されたという経緯がある中で、それも絶対抜かしてはならないことだと思いますので、これ堂々巡りなのでこれで終わりますが、ぜひ設置するという立場から考えていただきたいと思います。よろしくお願いま

す。これについては終わります。ありがとうございました。

時間もありませんので、次、二大開発について。これは昨日の杉山議員、そして本日の染谷議員からの質問があり、一部重複する可能性もありますのでよろしくお願いします。まず、西口A街区開発事業についてなんですが、当初、西口A街区は20人の関係権利者で、区域は7,000平米でした。ところが7人の権利者となって、施行区域が5,000平米になりました。こうした下で今後も地権者の変動はあり得るのではないかと私は危惧するものなのですが、どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。先般8月6日に開催されました準備組合の臨時総会におきましては、今後、再開発事業を前に進めていくために、都市計画決定に向けて事業を推進していくことについての件が議案として上程されまして、組合員の全員一致で可決をされているところでございます。これを受けまして準備組合から市に対して、都市計画決定を再度行ってほしい旨の依頼がなされたところでありまして、市としましては、再度の都市計画決定手続に着手をしたところでございます。こうしたことに鑑みますと、組合員全員が再開発事業への参加意向を有しておりまして、再開発事業の実現化に向けて一致団結して進んでいくという方向性を共有している状況であるため、さらなる再開発事業への不参加者が出るといった懸念は、生じていないものであると認識しているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 参加意向を確認し、そういうことはないという断言されました。これは8月6日の準備組合臨時総会でそのような内容だと思います。「現在、駐車場の経営を始めた。早く利用したい」「未利用地のまま、区画外ではあるが再開発事業が先が見えない」、そうした声も出されています。そして、所有地は暫定利用の地権者、先行きの不透明なA街区再開発に翻弄されているのが現状ではないかと私は受け止めています。活用できない土地に税金を納める地権者の皆さんは、早い利活用を願っているわけですが、見直し計画では工事着手が令和10年でしょうか。完成まで今年から考えると6年先になりますが、こうしたことは準備組合の中で議論されて疑問などは出されなかったんでしょうか、そこが心配なんです。いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。先ほど部長答弁でもございましたとおり、今回、再開発事業の都市計画決定に進むというところの議案につきましては、組合の臨時議会——臨時総会におきまして、全員一致で議決されているということでございます。その際にも、今後のスケジュールなどもしっかり御説明をさせていただいた中で、組合員の皆さんは御理解をいただいているということでございますので、6年先の完成に向けて、組合員、事業協力者、また市も協力しながら、全力を尽くして邁進し

ていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、通告に従って伺いますが、準備組合の情報公開について伺います。市は、計画は準備組合で進めているからと、その内容を明らかにしません。情報が知らされていなければ、臆測やうわさが飛び交います。「区域内の地権者が所有地を売買する意向がある」「事業協力者が新しく変わってうまくいくのかな」、こうした声も日々寄せられております。これらの疑問に答える市民への情報を公開する説明責任を果たすことが今求められていますが、そのことを回避して地権者の合意形成と市民の理解、歓迎される再開発事業にはなり得るものと——歓迎される再開事業になるのか、本当に心配するものですが、いかがでしょうか。情報公開についてはどうなのでしょう。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。まず準備組合の情報と取手市の情報公開条例との関係でございますが、当該条例におきまして、情報とは、「実施機関——都市整備部の場合は市長ですが——の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関の長が保有しているものをいう」と定義をされております。準備組合の情報は、準備組合において作成、保有しているものであり、市としましては、準備組合の情報につきましては、作成、取得、保有のいずれも行っておりませんので、情報公開条例の対象となる情報は存在しておりません。そのため、準備組合の情報につきましては、市の情報公開条例の対象とはなり得ないということでございます。また、準備組合自体の情報公開につきましては、準備組合の規約や諸規定におきまして、情報公開に関する規定は定められていないという状況でございます。準備組合は、市街地再開発組合、いわゆる本組合設立以前の段階の任意団体でございますので、準備組合において作成・保有している情報、例えば総会や理事会の資料や議事録、施設計画案や収支計画案の検討過程における資料、組合員個人の土地の面積や評価額に関する資料などにつきましては、準備組合内部において再開発事業の検討プロセスにおいて使用している個人情報を含む機密性の高い情報であることに鑑み、準備組合員以外の方に対して開示する義務はなく、また開示すべき性格のものではないと認識しているところでございます。一方、施設計画などにおきまして全員協議会でもお示しさせていただきましたが、施設の概要などにつきましては、市側で準備組合に確認を取りまして、出せる情報につきましては積極的にお出しをしているという状況でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 私、情報公開についてちょっと受け止めが違うんですが、私は誰がどのように言った、発言したかとか、そういうことまで求めてることはありません。結局、市が補助金投入で後押ししている事業ですよね。ですから、市の補助金交付規則には、補助の申請手続、その他に必要な書類が必要です。それらは議会で必要な審議が行われるべき対象のものですから、この内容——補助金支出事業についての内容を明らかにしてほしい。これを明らかにしない理由はありません。ですから、準備組合の情報公開は必

要だと思います。その点についてはどうですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。確かに準備組合に対しましては、補助要綱に基づいた補助金を支出する予定でございます。その補助金を支出する段階におきましては、申請書類などが上がってきまして、その内容を精査をし、適合するという内容であれば補助金を支出するということになります。一方、まだ都市計画決定を行う前の段階でございますので、まだ本体部分に対する補助金というものは、基本的には支出をしていないという状況でございます。そういったことから、組合から補助申請、補助要望に際する手続の書類なども、まだ一切上がっていないという状況でございますので、そういった補助金が出す、出せる段階になりましたら、そういった書類のチェック、内容の確認などをしっかりしながら、そういった内容につきましては、お出しできる範囲ではお出しをすることは可能かなというふうに思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、施設計画の概要について伺います。全体の床面積は3万800平米、そして今度2万8,200平米へと縮小される内容です。住宅棟は地上20階建て、専有面積は1万4,000平米から1万8,000平米になるわけです。計画戸数は約200戸から250戸になる予定です。施行面積全体が5,000平米に縮まるという中で、どのような計画なのか、住宅棟も小さくなるのか、1戸の間取りも小さくなるのか懸念するものですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。議員今おっしゃいましたように、確かに住宅の戸数については200戸から250戸へと増加をした計画で今立てているということでございますけれども、この要因につきましては、施設の配置の計画、敷地をある程度、向きを適正に考えたり、配置をどう置くことが一番望ましいのか、そういったことも1つ。また、これは先般、お話ししたと思いますけれども、その住宅の中の部分について、共用のエリアというものが、以前の計画ではある程度余裕を見込んだ形で計画をしておりました。しかし、今回の計画におきましては、その部分を——共用の部分などを見直しを行いまして、内部の部屋の配置計画、個数の計画、こういうところを総合的に見直しまして、今回このような200戸から250戸ということで計画を修正して、今これで進めていこうとしているところでございますので、御理解をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ここで地区計画、当該地区の建設物の制限に関する条例がありますが、何うところによると、これは該当しないということなんです、それはどういふことですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。西口地区につきましては、一体的・総合的なまちづくりの実現に向けて地区計画を定めております。その地区計画につきましては、文化・商業都市としての都市像に向けた顔づくり及び中心市街地にふさわ

しい潤いと活気に満ちた都市空間を創出するという目標を定めております。こちらは西口地区を3地区に分けておりまして、A街区につきましては商業文化シンボル地区ということに位置づけられております。その地区の——地区計画の内容でございますが、例えば建築物の用途の制限などがございまして、都市計画道路に面する建築物の1階部分には飲食店舗とこれらに類するものとしますとか、そういった内容の制限がかけられているというところでございます。しかし、そちらの建築行為を行う場合に、本来であれば届出をしていただきまして、その届出の内容が地区計画に適合しているかを市で審査するというところでございますが、都市再開発法におきます市街地再開発事業の施行、こちらにつきましては、都市計画法におきまして、地区計画の届出を必要としないというふうになっております。これにつきましては、都市再開発事業、市街地再開発事業そのものが、地区計画に定める目的であります商業——文化商業都市としての都市像に向けた顔づくりの推進及び中心市街地——商業地にふさわしい潤いと活気に満ちた都市空間の創出の整備のための事業そのものであるということから、再開発事業の中でこの地区計画の目的を達成しているため、届出が必要ないというふうに解するものと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 最後に、概算事業費について伺うものです。資材高騰、人件費の高騰など、大きく経済が変動する中で、前の事業者も本開発事業者を見限った——再開発事業を見限ったものだと思います。再開発事業面積が1,000平米減少する中、延べ床面積は約1割の減です。だけれど、住宅棟専有面積が29%増、住宅戸数は25%増となっておりますが、それが現状ですよ。非住宅専有面積を見ますと、7割の減で5,000平米となっております。そのうち公益施設は4,000から4,500平米と、これまでと同じ計画なんです。戸数拡大でマンションはグレードを落としていくのではないかと。そして公益施設の面積は前の計画どおりということは、44億円から49億円と1億円増になりますよと説明されたんですが、こうなると、公共費用負担が拡大していくのではないかと、全体の事業費も大きくなっていくんじゃないかということで、この点についてだけお願いします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。まず、住宅のグレードが下がるのではないかとということがございましたが、細かな設計などはこれから行うということでございますが、駅前にもふさわしい住宅を整備していくという考えは、準備組合・事業協力者共に持っておりますので、グレードが下がるということは決していないというふうに認識をしております。また、複合公共施設の整備につきましては、この組合の市街地再開発事業におきましては、事業費は国や市からの補助金以外の部分につきましては、基本的には床ですね——保留床を売却した額で賄うという仕組みになっております。そのため、総事業費が上昇すれば、それを賄うための保留床の処分単価も高くなるということが一般的でございます。こうした観点からは、総事業費の上昇に伴いまして、市が複合公共施設整備のために購入する床——保留床の単価が上昇する可能性が考えられるということから、複合公共施設の整備費用につきましては、43億円から48億円としていたところを、1億円増額しまして44億円から49億円というふうに見込んでおります。いずれにしても

コメント 1 1470 蛭原 康友

蛭原が音声確認して訂正。

訂正前「4,000戸から4,500戸と。」

公共施設整備の要する費用が過大とならないように、準備組合と市・事業協力者が協力しまして、本市の実情に適した施設計画案と収支計画案を策定しまして、堅実かつ丁寧に、身の丈に合った事業を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ありがとうございます。

次、桑原開発について伺います。この内容はこれまでも一般質問の中に出されてきました。そして、全協の中でも詳しく説明をされましたけれども、そういう中でイオンの開発手法の見直し提案が大きいかと思います。全体の 65 ヘクタールを分けると、大街区を利用するということなのですが。ということは、イオンは経済的にも地権者の同意状況から見ても、一括で活用することは困難だと見たんでしょうか。だとすれば、業務代行方式になることによってどうなるのか。私は大街区以外の開発はここで中止して、開発面積を縮小するという選択肢はなかったのか伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。先般、杉山議員と染谷議員のところでもお話をさせていただきましたけれども、今回のイオンからの提案ということにつきましては、やはり第 1 に昨今の物価高騰が挙げられるというところでございます、原因といたしましては。やはりこれは様々な影響が出ることでございまして、区画整理事業の概算事業費の上昇でありますとか、減歩率の上昇、そしてまた工事をするゼネコンが見つからないなど、様々な影響もございまして、イオンといたしましては、地区全体の土地利用が困難な状況になってしまったということでお話がございました。そして大街区——一部の大街区を使っていきたいというようなお話でございまして、65 ヘクタールの区画整理事業の中でイオンはその一部の大街区、南側ですね、国道の南側の部分を使っていきたいというところでございまして、残りの部分については業務代行者を筆頭としてその傘下に入って全体的な土地利用を考えていくのが、事業を推進させていく上では最も望ましいだろうと、こういう提案を総合的に考えてお話をしてくれたものだというふうに理解しております。ですので、これは先般来お話ししておりますけれども、今後、業務代行者を見つけて年内には決定をしていきたいと思っておりますので、その中で様々な業務代行者とイオンの協議・調整もなされるということも予想されますので、その中で全般的に 65 ヘクタールを区画整理事業の施行に向けて進めていくと、こういう基本的な方針でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 65 ヘクタール全体の中で、南側のほうをイオンがやるということは説明されました。そしたら業務代行方式によるということなのですが、その以外——大街区以外のところは今大きな問題になっている米騒動——米がない、深刻だという中で、こういうところを主食の米を作るような考え方、そういうふうに頭をくると変えて、そういう利用はどうだろうかということを検討した経緯はありますか。区画整理事業ということですが。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 加増議員の御質問に答弁いたします。まず、そもそも桑原地区につきましては、取手市の都市計画マスタープランにおきまして、新たな活力を創造する拠点として、農業振興を図る地区ではなく、計画的な開発を行う地区として位置づけを行っております。昨今の米不足によりまして、水稻の売価が上昇しているということは承知してるところでございますが、桑原地区の地権者の皆様からは、農業従事者の高齢化、そして後継者不足のほか、営農の担い手不足が深刻化しているという御意見をいただいております。区画整理事業の早期事業化を求められているところでございます。引き続き、地権者の皆様の御意向に沿いまして、事業化を支援してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今が米騒動の問題の渦中ですので、やはりそういうことも考えていく必要があるんじゃないかということで、私はここで取り上げてみました。ですから、これをないがしろにしないで、これからいろいろなところで考えていただきたい。

そして最後になりますが、イオン・準備組合・取手市によって覚書が令和元年9月10日に結ばれております。この覚書については、内容を精査していくとこれまでの説明がありましたが、推進体制が変わっていく中で見直しをしていくということなんですが、ということなのか。例えばこの5条の不調時の対応というところに、「甲乙及び丙はそれぞれの業務を行ったにもかかわらず本事業の事業化検討が不調に終わった場合、互いに損害賠償及び補償費その他一切請求しない」というふうにうたわれておりますが、今回のイオンの提案は、令和元年9月10日の覚書から開発手法が変わったわけです。そうした下で、イオンの責任ってどう変わるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。ただいまの御質問ありましたとおり、3者の覚書に基づきまして、事業協力者、取手市、準備組合、それぞれの役割分担を明記した上で、区画整理事業の事業化に向けて推進していくというものが定められております。ただ、こちらにつきましては、杉山議員の一般質問でもお答えしましたとおり、繰り返しになりますが、現段階においては、このたびの事業協力者からの提案内容に対する是非の判断を検討している段階でございますので、検討の中で速やかに方向性を定めていければというように考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 桑原開発の全体は65ヘクタールなんですが、事業協力者が立地する区域の地権者と――南側の地権者と業務代行が行うその他の地域では、造成工事の負担が変わると思うんですが、それはどういうふうに――今まではイオンは持込み造成ということで、そういう話を進めてきたけれど、今回違ったわけですね。そこら辺の違いとの関係はどういうふうに受け止めてるんですか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。ただいまの御質問にありました事業

協力者の事業スキームであります持込み造成につきましては、事業協力者が利用する土地については事業協力者自らが造成を行うということでございまして、こちらについてはその街区だけではなくて、地区全体の地権者さんの負担の軽減につながるという手法でございました。こちらについては今後、業務代行者を選んでいく過程の中でいろいろと整理していくことになると思いますが、実際には業務代行者さんが決まった段階で、業務代行者と事業協力者イオンさんとのほうで協議調整を行いまして定めていく——役割分担を整理していくものだというふうに認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ちょっと分かりにくい話なんですけれども、そういうふうになりますか。じゃあ事業費についてなんですけれども、これ当初計画では約 180 億円ぐらいかなという話も漏れ聞こえてきました。これが業務代行方式に変わるとどのような変わり方になるのか、そこまでは分かりますか。

〔チャイム音〕

○議長（山野井 隆君） 都市政策推進室長、中野潤一君。

○都市政策推進室長（中野潤一君） お答えいたします。区画整理の事業費に関してですが、業務代行方式というものになった場合、業務代行者が収支計画を作成し、地権者の皆様と業務代行者が双方合意の上で契約を結びますので、業務代行者の一方的に進められるということはございません。また、先ほども申し上げたとおり、イオンが提案した事業——負担軽減の事業スキームについても、業務代行者が決定した後に、業務代行者とイオン等で協議、調整されることが想定されるものですから、事業費の影響について、現段階においてちょっと具体的に申し上げることができません。なお、区画整理事業は、土地の利用価値を高めるための整備に伴って一定の負担が生じることが一般的な仕組みとなっております。その点については、地権者懇談会や個別相談を通して御説明して、多くの地権者の皆様に御理解いただいていると考えております。今後も丁寧に情報提供を行いながら、早期事業化に向けて準備組合を支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） イオンが来るよという話があって、20 年——今日まで 20 年近くそういう計画が動いてきたんですが、イオンというのはこの頃かもしれませんけど、そういう中でイオンが、持込み造成でみんな造成しますよって話で始まったかなと思うんですが、業務代行者になると、この造成は準備組合——造成費は準備組合が持つということになると思うんですが……

〔チャイム音〕

○24 番（加増充子君） （続）そうすると、地権者の負担は、影響は大きいんじゃないかなと、そこはどう変わるんですか、具体的にお示してください。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。議員おっしゃいますとおり、今までのイオンの持込み造成という部分が、これは協議の中でどういうふうなやり方でやっていくかというところはありますけれども、一般的な当然、区画整理事業でございます

れば、業務代行者が組合の業務を行っていくということでございますので、地権者の皆様は一定の負担——これは減歩になると思いますけれども、減歩によって費用を捻出していくというやり方でございます。ですので、今後、業務代行者が決まっていく中で、どのようなこの造成の仕方を進めていくか、持込み造成の部分についてはどのような取扱いをしていくか……

〔チャイム音〕

○都市整備部長（浅野和生君） （続） こういうところを決めていきながら進めていくことになると思いますので、事業費が増えるか増えないかということは、今後、様々な協議の中で見ていくと——決めていくという部分が大きいかと思います。

○議長（山野井 隆君） 以上で、加増充子さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 59 分散会